

ディスクロージャー

DISCLOSURE

2021

JAえちご上越の現況



えちご上越農業協同組合



はじめに

日頃、皆様には格別のご愛顧をいただき厚く御礼申し上げます。

J A えちご上越は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当 J A に対するご理解を一層深めていただくために、当 J A の主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて利用者のためにわかりやすくまとめた「ディスクロージャー 2021」を作成いたしました。

皆様が当 J A の事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきますようお願い申し上げます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年6月 えちご上越農業協同組合

(注) 本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

CONTENTS 目次

1. 経営方針	P 1	⑥ 貸出金の業種別残高	P37
2. 経営管理体制	P 2	⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	P37
3. 事業の概況	P 2	⑧ リスク管理債権の状況	P38
4. 事業活動のトピックス	P 6	⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	P38
5. 農業振興活動	P 7	⑩ 元本補填契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	P39
6. 地域貢献情報	P 7	⑪ 貸出引当金の期末残高および期中の増減額	P40
7. リスク管理の状況	P 8	⑫ 貸出金償却の額	P40
8. 自己資本の状況	P17	(3) 内国為替取扱実績	P41
9. 主な事業の内容	P17	(4) 有価証券に関する指標	P41
		① 種類別有価証券平均残高	P41
		② 商品有価証券種類別平均残高	P41
		③ 有価証券残存期間別残高	P41
		(5) 有価証券等の時価情報等	P42
		① 有価証券の時価情報等	P42
		② 金銭の信託の時価情報等	P42
		③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	P42
		2. 共済事業取扱実績	P42
		(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高	P42
		(2) 医療系共済の入院共済金額保有高	P43
		(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高	P43
		(4) 年金共済の年金保有高	P43
		(5) 短期共済新契約高	P43
		3. 農業関連事業取扱実績	P43
		(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績	P43
		(2) 販売事業取扱実績	P44
		(3) 保管事業取扱実績	P44
		(4) 利用事業（生産施設）取扱実績	P44
		(5) 加工事業取扱実績	P45

【経営資料】	
Ⅰ. 決算の状況	
1. 貸借対照表	P23
2. 損益計算書	P24
3. 注記表	P25
4. 剰余金処分計算書	P31
5. 部門別損益計算書	P32
Ⅱ. 損益の状況	
1. 直近の5事業年度の主要な経営指標	P34
2. 利益総括表	P34
3. 資金運用収支の内訳	P35
4. 受取・支払利息の増減額	P35
Ⅲ. 事業の概況	
1. 信用事業取扱実績	P35
(1) 貯金に関する指標	P35
① 科目別貯金平均残高	P35
② 定期貯金残高	P36
(2) 貸出金等に関する指標	P36
① 科目別貸出金平均残高	P36
② 貸出金の金利条件別内訳残高	P36
③ 貸出金の担保別内訳残高	P36
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	P36
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	P37

※本資料の記載金額は、原則として単位未満切り捨て表示しています。そのため、合計欄・増減欄等が一致しないことがあります。

JAえちご上越のプロフィール
(令和3年2月末現在)

○ 名 称	えちご上越農業協同組合
○ 本店所在地	新潟県上越市藤巻5番30号
○ 設 立	平成13年3月1日
○ 総 資 産	339,923 百万円
○ 出 資 金	7,611 百万円
○ 自己資本比率	14.30%
○ 組 合 員 数	39,189 人 正組合員：16,826 人 准組合員：22,363 人
○ 事 業 所	本店・24支店・1出張所
○ 役 員 数	経営管理委員：25 名 理 事：5 名 監 事：3 名
○ 職 員 数	1,018 名 (うち正職員：644 名、臨時職員等：374 名)

CONTENTS 目 次

4. 生活その他事業取扱実績	P45	(7) 連結キャッシュ・フロー計算書	P62
(1) 買取購買品(生活物資)取扱実績	P45	(8) 連結注記表	P63
(2) 利用事業(生活施設)取扱実績	P45	(9) 連結剰余金計算書	P69
(3) 福祉事業取扱実績	P45	(10) 連結ベースのリスク管理債権残高	P69
(4) 介護事業取扱実績	P46	(11) 連結ベースの事業別経常収益等	P69
5. 指導事業実績	P46	2. 連結自己資本の充実の状況	P70
IV. 経営諸指標		(1) 自己資本の構成に関する事項	P70
1. 利益率	P46	(2) 自己資本の充実度に関する事項	P72
2. 貯貸率・貯証率	P46	(3) 信用リスクに関する事項	P74
3. その他経営諸指標	P47	(4) 信用リスク削減手法に関する事項	P77
V. 自己資本の充実の状況		(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	P78
1. 自己資本の構成に関する事項	P47	(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	P78
2. 自己資本の充実度に関する事項	P49	(7) オペレーショナル・リスクに関する事項	P79
3. 信用リスクに関する事項	P51	(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	P78
4. 信用リスク削減手法に関する事項	P54	(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	P79
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	P55	(10) 金利リスクに関する事項	P81
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	P55	【財務諸表の正確性等にかかる確認】	P82
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	P55	【会計監査人の監査】	P83
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	P56	【JAの概要】	
9. 金利リスクに関する事項	P56	1. 機構図	P84
VI. 連結情報		2. 役員構成	P85
1. グループの概況	P58	3. 組合員数	P85
(1) グループの事業系統図	P58	4. 組合員組織の状況	P86
(2) 子会社等の状況	P58	5. 特定信用事業代理業者の状況	P86
(3) 連結事業概況	P58	6. 地区一覧	P86
(4) 直近5年間の連結事業年度の主要な経営指標	P59	7. 沿革・あゆみ	P87
(5) 連結貸借対照表	P60	8. 店舗等のご案内	P88
(6) 連結損益計算書	P61	【法定開示項目掲載ページ一覧】	P89

1. 経営方針

経営理念（私たちの想い）

J A えちご上越は協同のこころのもと農業を発展させ豊かな地域社会を実現します。

スローガン（合言葉）

「こころ耕し、いのち育む。」

○こころ耕す

こころとは、協同の心、助けあいの精神です。組合員・地域の人々が豊かなくらしを送るには皆で協力し助け合っていくことが必要であり、人と人との結びつきがとても大切です。

私たちは、自主、自立を尊重しながら組合員・地域の人々との結びつきを強く持ち、皆が笑顔でいられる豊かな地域社会の実現のため、協同の精神を育ててまいります。

○いのち育む

農業は、食を通じて、私たちのいのちを育てており、農業はいのちを育てる産業です。また、農業の多面的機能により景観や水利が守られ、私たちの故郷は維持されています。

私たちは、これからも農業と真摯に向き合い、組合員・地域の人々とともに農業の普遍的な価値を共有し次代につなげる活動に取り組んでまいります。

長期ビジョン（10年後の目指す姿）

みんなが喜び実りある農業

既存農業者や新規就農者、さまざまな生産者が安定的に所得を確保しながら、地域の環境を保全し、いきがいを感じられること、また、安全安心で高品質な農産物が生産され、それを口にする人々が健康でこころ豊かなくらしを送ることができる状態をいいます。

みんなと一緒に元気な地域をつくる協同組合

助け合いのこころにもとづいた幅広い事業を展開し、農業者の営農や地域の人々のくらしの課題解決を通じて組合員・利用者から満足いただくとともに、さまざまな活動を通じて地域の元気づくりをお手伝いする身近な存在として J A が認知されている状態をいいます。

みんなの期待に応え続ける力強い経営基盤

農業者や地域の人々の期待に長く応えるために J A が総合事業を堅持しつつ常に健全な経営状態にあること、また、農業者・地域の人々のふれあいを通じて地域に元気が生み出されるように、役職員が夢と誇りをもっていきいきと働いている状態をいいます。

J A 自己改革と持続可能な経営基盤の確立・強化の取組み

第6次中期3ヵ年計画（2019年度～2021年度）の中間年として、組合員をはじめ地域の参画による「みんなで創る農業・地域・組織」を基本姿勢に、役職員が一丸となって自己改革に取り組みました。

併せて持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて、「営農経済事業の収益力向上・収支改善」と「支店機能の再編成」を2つの大きな柱として検討を進めています。

これらの取り組みについては、J A えちご上越が地域になくてはならない存在であるために、皆さまの声を聞き、真剣に議論して確かな方向性を見出してまいります。

2. 経営管理体制

経営管理委員会

平成16年5月開催の第3回通常総代会にて経営管理委員会制度の導入が承認され、翌年5月の第4回通常総代会で36名の経営管理委員が選任され、即日、経営管理委員会制度へと移行しました。なお、令和2年5月に開催した第19回通常総代会で6期目の経営管理委員25名が選任されています。

経営管理委員会の導入に際しては、管内の意見・要望を広く取り入れるため、女性の社会参画を促進するために女性経営管理委員の就任を促進すること、経営執行の硬直化を防ぐとともに活性化を図るため定年制度を導入することなどが決められました。

経営管理委員は、組合の業務執行にかかる基本的事項や重要事項を定めるほか、理事の業務執行の監督を行っています。また、信用事業について常勤理事のなかで専任担当を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

理事会

経営管理委員会制度導入後の理事会では、経営管理委員会で決められた組織運営の基本的な事項を、日常の業務として細部にわたり執行しています。経営管理委員会会長を除く全員が非常勤である経営管理委員会が基本的に2ヵ月に1度の開催に対し、理事者全員が常勤である理事会では、開催が比較的容易となるため、迅速で機動的な組織運営が可能となりました。

理事は5名選任されており、信用事業については、金融共済担当常務理事1名が業務を執行しています。また、金融資産の総合的な管理を目的としたALM委員会の構成員として、理事長・専務理事・金融共済担当常務がリスク管理の把握に努めています。

監事会

総代会で選任された3名で構成されています。常勤監事の他、員外監事及び実務精通者を配しており、JAの多様な事業に対して報告を求め、業務と財産の状況を調査しています。

3. 事業の概況

直近の事業年度における事業の概況

令和2年度は、第6次中期3か年計画の2年目として「みんなで創る農業・地域・組織」を合言葉とした全役職員による自己改革の取り組みと併せ、JAが総合事業体としての機能を継続して発揮しつつけるための「持続可能な経営基盤の確立・強化」に向けた各種施策の検討を進めました。

施策の検討に際しては、総代や農家組合長の皆様と随時意見交換会を開催し、ご意見を伺う一方、将来にわたって組合員・地域に貢献し続ける為に必要な取り組みであることにご理解とご協力を求めてまいりました。

令和2年度は総体的に、コロナ禍による推進活動の自粛や新しい生活様式への転換等により、事業総利益では計画を8千1百万円（計画対比98.8%）下回りましたが、事業管理費の削減に努めた結果、事業利益では計画を大きく上回り3億5千6百万円余（計画対比913.9%）を計上しました。また、剰余金処分の源泉となる当期剰余金についても、3億8千8百万円余（計画対比218.0%）を計上しました。

1 信用事業

農業メインバンクとして、継続的に担い手農業者や農業法人へ定期的に訪問活動を行い、多様化する農業者の資金ニーズの把握に努め、適切な資金対応に取り組みました。

農業所得増大に向け、農業生産、農産物の加工・流通・販売および農業を通じた地域活性化に取り組み、直面する課題の克服にチャレンジする担い手への必要な資金を助成する「にいがた農業応援ファンド」の活用を営農部門と連携し進めました。

農業資金研修会の開催や農業金融プランナー、農業経営アドバイザーの資格取得に努め、担当者の対応力向上に取り組みました。また、コロナ禍により売上、所得に影響を受けた方々に対して「新型コロナウイルス感染症緊急対策資金」を設定し農業経営を支援しました。

生活メインバンク機能強化に向けた対応としては、利用者ニーズにあった情報提供や商品提案に努め、年金と定期貯金、住宅ローンと給与振込など、複合利用の提案により次世代層を含めた利用の拡大に取り組み

ました。コロナ禍による住宅需要の伸び悩みもあり、住宅ローンでは新規実行額は22億5千万円（前年比7億7千万円減）、残高でも3億4千万円程減少しましたが、貸出金残高全体では、金融機関向け貸出の実行等により前年度より7億5千万円ほど増加しました。また、新型コロナウイルス感染症対応として、収入減少等により従来通りの返済に不安を感じられた組合員・利用者に対して継続的に円滑な返済ができるよう保証機関と連携して柔軟な対応に努めました。

県産農畜産物の消費拡大につなげる取り組みとして、上越あるるん村およびAコープ等で利用できるクーポン券を進呈する「ほほ笑味定期貯金」を引き続き取り扱いました。

年金振込者の増加を目的に、富岡出張所研修室で毎週水曜日と第2土曜日に「年金相談会」を実施するとともに、年金専任担当者等が年金振込の新規・指定替え・予約推進を行った結果、新たに1,859名の方から振込指定をいただきました。

変化する組合員・利用者のニーズに対応し、コロナ禍の「新しい生活様式」を踏まえた対応として、非対面サービスである「JA ネットバンク」「JA バンクアプリ」の利用促進に努めました。

なお、当JAの取扱っている金融商品については、17ページから21ページを参照下さい。

2 共済事業

「ひと・いえ・くるま」の総合保障提供を継続し、「加入内容説明」と「あんしんチェックによる保障点検」など3Q訪問活動により、組合員・利用者の意向に沿った保障見直しや生命保障提案に重点を置いた活動に取り組みました。

また、コロナ禍により影響を受けた契約者に対する共済証書貸付の金利免除、共済掛金払込猶予期間延長の対応を行いました。

健康管理・増進活動では、組合員を対象に人間ドックの費用助成を行いました。

令和2年度もコンプライアンス点検を実施し、組合員・利用者目線での共済普及活動を徹底するとともに、共済金の迅速・適正な支払いにより利用者満足度の向上を図りました。

長期共済新契約高は、658億6千3百万円（前年対比82.1%）となりました。一方、管内では高齢化の進展と人口流出が続いており、長期共済の保有高は417億7千1百万円減少の9,066億3千4百万円（前年対比95.6%）となりました。

短期共済新契約高掛金は、15億6千5百万円（前年対比96.3%）となりました。

3 購買事業

生産資材の供給高は、58億3千4百万円（前年対比91.6%）、生活物資の供給高15億4千3百万円（前年対比101.6%）となり、購買品全体での供給高は73億7千7百万円（前年対比93.4%）となりました。以下、各部門での取組み状況です。

【生産資材】

県下統一肥料への品目集約、肥料・床土・培土の工場直送や自己取り件数の拡大、農業者支援プログラムに掲げた各種支援策などにより生産コスト低減と品質向上に向けた土づくり肥料の推進に取り組みました。また、鳥獣被害対策として電気柵・わな等の普及促進に努めました。

【農業機械】

生産コスト低減に向け、農作業の省力化や農機具の過剰投資抑制・機械寿命延長への支援として、中型の「低価格共同購入トラクター」の周知・拡販に努めるとともに、農業者の整備技術向上のために、セルフメンテナンス講習会を開催しました。また、大型農機機械の点検整備の拠点化に向け、旧豊原ライスセンターを改築し整備格納庫として稼働を開始しました。

また、昨年より継続して「上越市スマート農業プロジェクト」へ共同実証機関として参加し、各種技術情報の収集に努めました。

【店舗生活・農産加工】

エコーブマーク品・全農ブランド品を中心に安全・環境に配慮した食品の提供に努めました。組織購買では、お茶・缶飲料、正月食品・みかん等を中心に、国産農畜産物の普及に努めました。農産加工では、餅製品を中心に地元農産加工品の拡大に取り組みました。

【自動車】

新たな車両販売方法として令和2年10月より、頭金や諸税の前払いの必要がなく、手持ち資金「0」、月々定額支払いで車が購入できる、個人向けの「マイカーリース」を開始しました。

また、利用者の利便性向上を図るため、新たにカーセンター北に常設展示場を設置し、営業担当3名を配置しました。

地域農業振興の取り組みとしてカーセンター南において農機センター頸南との一体的運営に取り組みました。

【給油所・ライフサービス】

石油事業では、組合員・利用者に安心してご利用いただくため、利用者台帳活用による灯油の定時定配、

免税軽油の計画配送に努めました。また、オイル交換やタイヤ交換等、様々なサービスを提供しました。

LP ガス事業では、法定保安業務の実施やLP ガス安全化システムの普及推進に努めました。住宅設備事業では、家電・ガス器具の販売修理をはじめ、カーポートの設置工事、各種リフォーム工事等、幅広いご要望にお応えしました。

4 販売事業

令和2年産米の仮渡金は、コロナ禍の影響で米の販売状況が悪化したものの、JA 独自の多様な品揃えを実現する「需要に応じた米づくり」に取り組み、事前契約をすすめたことにより販売を実施できる見通しが立ち、前年産に引き続き一定水準の単価を確保しました。

令和2年産米はほぼ全量、販売契約を終えています。歯止めの効かない消費減退に加え、長期化するコロナ禍により米の販売環境が急激に悪化しており、令和3年産の全国的な需要動向は不透明な状態です。「求評懇談会」の開催や実需者への訪問営業等は自粛しましたが、非対面式のリモート会議により「えちご上越米」の販売を促進しました。

大豆は、水稻への転換等による作付面積の減少と作柄の不良から、平年を下回る収穫量となったため、7,917.5 俵（前年比 66%）の集荷実績となりました。品種別では、「エンレイ」から「里のほほえみ」への転換が進み、作付割合が 86%（前年 84%）を占めました。販売面では、台風被害等により 30 年産、元年産と 2 年続けて不作となったことから、国産大豆の需要は逼迫しており、国産相場は上昇傾向で推移しています。一方で消費者の低価格志向は強まっており、輸入大豆を使用した低価格製品の伸長が目立ち、今後の国産大豆需要の減少が懸念されます。

そばの作付けは前年並みであったものの、集荷量は 2,391 袋/22.5 kg（前年比 177%）と大幅に上回りましたが、他産地も豊作となったことから平年より低調な取引となっています。

販売事業全体では、販売品販売高 108 億 9 千 5 百万円（前年対比 108.6%）となりました。

5 指導事業

【農家支援・営農振興】

農業者の所得増大と農業生産の拡大を目指して、収入増につながる販売戦略として、行政・再生協議会との連携のもと「需要に応じた米づくり」を推進するとともに、水田活用米穀や園芸品目の作付け等「水田フル活用」に取り組みました。

令和2年産米については、安定した品質の維持と収量確保に向け、地域農業振興積立金を活用した「土づくり資材」の助成に継続して取り組んだ結果、上位等級比率は 82.4%（元年産 31.3%）となりました。また、「反収 15 kg アップ運動」に取り組んだことが成果を上げ、管内の作況は 107（良）となりました。

主要品種の作付では、重要に応じて生産拡大をすすめた「みずほの輝き」は約 1,392ha（前年比 122%）に、「つきあかり」が約 1,107ha（前年比 117%）に拡大するとともに「コシヒカリ」・「こしいぶき」を含めた主食用米の複数年契約栽培（18.8 万俵）の取り組み拡大を図り、実需者の要請に的確に対応することで農家所得の確保に努めました。

大豆の栽培面積は 391.1ha で前年より 48.9ha 減少しました。7月の長雨による湿害の発生と8月中旬から9月上旬の異常高温、収穫時期に降雨が続いた影響で、収量・品質ともに不良となりました。

そばは中山間地域を中心に 211.5ha が栽培されました。本年は台風による倒伏被害もなく、品質・収量とも平年並みとなりましたが、中山間地ではイノシシ等の侵入によるほ場被害が多く発生しました。

園芸では、アドバイザー事業を活用した現地指導会を重点8品目で計 20 回開催し、栽培技術及び品質・収量の向上を図りました。主力品目の「えだまめ」は、サテライト選果場を新たに 1 か所設置し、選別作業の効率化と品質・食味向上への対応を強化しました。えだまめ後作の「加工キャベツ」については、新規取引先の開拓など積極的に販売促進を行いました。しかしながら、主に業務用として出荷される「山菜」・「越の丸なす」・「切り花」等の販売がコロナ禍により低迷し、園芸全体の販売実績は 3 億 3 千 1 百万円（前年比 92.1%）と計画には達しませんでした。

畜産では、農家の廃業やコロナ禍の影響もあり、販売高は 3 億 2 千 6 百万円（計画比 96%）となりました。素牛については、一定の高値で推移したものの、肥育牛は相場安や消費の減退がみられました。また、酪農においても、学校が休校している間、生乳が加工乳に回ることとなり乳価が安定しませんでした。年明け以降も大雪による牛舎等の被害や飼料の高騰など、畜産を取り巻く環境は厳しい状況が続きました。

「上越あるん村」はオープン 3 年目を迎え、地域の交流拠点・情報発信基地として農業の 6 次産業化と園芸振興に取り組みましたが、コロナ禍の影響を大きく受けた一年となりました。

あるん畑では、買取販売が増加したものの、委託販売については、7月の長雨や8月の高温による入荷量減少、秋冬野菜の相場安、1月の豪雪被害などの影響で販売額を伸ばせませんでした。

あるんの杜では、特にコロナ禍の影響が大きく、春以降レストランの休業や再開後の提供メニュー縮小を余儀なくされるとともに、団体ツアー客も大きく減少しました。

【生活活動】

コロナ禍で活動が制限される中ではありましたが、感染防止に努めながら活動を行いました。

食農教育活動として、小学生親子を対象に「ちゃぐりん道場」を実施し、併せて小学校での食農講座を女性部と連携して行い、地域農業や地産地消に関する理解促進を図りました。

さらに 20～30 歳代を対象に、地場農産物を使用した郷土料理講習「よい食 PLUS」を実施し、若い世代に向けて地域農業の価値を伝えました。

「健康寿命 100 歳プロジェクト」として 10 月に健康増進のための健脚ツアーを実施しました。併せて厚生連病院と連携し、健康に関わる運動と食について学ぶ「元気もりもり教室」を実施し、組合員・地域住民の健康寿命延伸に向けて取り組みました。

また、病気の早期発見・早期治療につなげるため、人間ドック受診を推進し、約 600 名の方より受診いただきました。

6 高齢者福祉事業

行政受託の介護予防事業と介護保険事業を通じ、高齢者福祉における自助・互助・共助・公助がバランスよく機能し、高齢者が安心して暮らせる地域づくりのために、地域・組織と連携し高齢者の支援を継続して行いました。

令和 2 年度はコロナ禍により、今まで行ってきた介護の研修会・相談会が実施できませんでしたが、助け合い組織による高齢者宅へのマスク配布や絵手紙を贈る取り組みなど、地域の高齢者への支援を広げることができました。さらに介護サービスにおいても感染防止対策を徹底しながら、今、出来ることを実施し、利用者から喜んでいただけるイベントの開催や介護サービスの質的な向上に努めました。

7 利用事業

【葬祭部門】

近年は、高齢化や生活様式の変化により、葬儀の小規模化がすすみつつあります。コロナ禍ではありますが、通夜から葬儀・告別式、お斎まで遺族や参列者が密集、密接した状態にならないよう、適切な対策を行いました。また、家族葬祭壇を「なおえつ、あらいホール」に設置し、「虹のホール」すべてが小規模葬に対応できるようになりました。

8 宅地等供給事業

各支店・ローン営業センター等と連携を図りながら、組合員の土地等に関する相談への対応を行い、売買・賃貸等について仲介による取引促進に取組みました。

組合の対処すべき重要な課題

＜農業者の所得増大に向けて＞

- ・「えちご上越米」の販売対策強化
- ・生産コストの引き下げ
- ・中山間地域等の地域活性化対策

＜農業生産の拡大に向けて＞

- ・水田のフル活用による農地の維持
- ・担い手対策、出向く体制の強化
- ・園芸振興による生産・販売の強化
- ・園芸・畜産におけるブランドづくり

＜地域活性化に向けて＞

- ・JA事業を通じた暮らしへの貢献
- ・地域コミュニティの活性化
- ・組合員とのつながり強化
- ・広報活動の積極的展開

＜持続可能な経営基盤の確立・強化に向けて＞

- ・営農経済事業の収益力向上・収支改善
- ・支店機能の再編成
- ・新しい生活様式に対応した事業の展開

＜コンプライアンス体制の強化に向けて＞

- ・法令遵守・内部けん制の強化・監査機能の強化
- ・組合員・利用者の信頼に応えられるJAづくり

4. 事業活動のトピックス

令和2年

3月

2日 令和2年度 定期人事異動辞令交付式
18日 監事監査（決算期末帳簿等）（～4月3日）
21日 第15回 あるるん畑利用組合通常総会
23日 第17回 助けあい組織総会
25日 第19回 女性部総代会
26日 第1回 監事会
27日 第1回 理事会
30日 監査法人期末監査（～4月3日）
31日 第1回 経営管理委員会

4月

1日 令和2年度 新採用職員入組式
3日 第2回 理事会
17日 第2回 監事会
30日 第3回 監事会
第3回 理事会
第2回 経営管理委員会

5月

26日 第4回 監事会
第4回 理事会
27日 第3回 経営管理委員会
第19回 通常総代会
第4回 経営管理委員会
第5回 理事会
第5回 監事会

6月

18日 青年部本部総会
23日 第6回 監事会
29日 第6回 理事会

7月

1日 県常例検査（～9日）
15日 女性大学「さくらカレッジ」7期生入学式
31日 第7回 理事会
第5回 経営管理委員会

8月

3日 女性部役員と女性経営管理委員・常勤理事との意見交換会
17日 監事監査（上期仮決算期中帳簿）（～24日）
18日 第8回 理事会
24日 第7回 監事会
25日 第9回 理事会
28日 第6回 経営管理委員会
31日 新井水稻育苗施設安全祈願祭

9月

2日 令和2年産米 初検査（吉川区梶倉庫）
7日 監査法人期中監査（～11日）
23日 第8回 監事会
29日 第10回 理事会

10月

3日 えちご上越米「新米セール」（～4日：上越あるるん村）
14日 第5回 J A えちご上越 フォトコンテスト表彰式
27日 第11回 理事会
30日 第7回 経営管理委員会

11月

5日 持続可能な経営基盤の確立・強化に向けた総代との意見交換会（～19日：全24会場）
6日 監事監査（資産査定）（～13日）
9日 監事監査（10月末仮決算期中帳簿）（～25日）
16日 監査法人期中監査（～20日）
17日 青年部と常勤役員との意見交換会
27日 第12回 理事会

12月

18日 第9回 監事会
25日 第13回 理事会
28日 第8回 経営管理委員会

令和3年

1月

21日 監事監査（資産査定）（～2月5日）
26日 第10回 監事会
28日 第14回 理事会

2月

2日 監査法人期中監査（～5日）
3日 第15回 理事会
24日 第16回 理事会
26日 第11回 監事会
監査法人期末監査
監事監査（期末棚卸）

5. 農業振興活動

ＪＡえちご上越では、以下の取組みを進めています。

高品質・良食味米の生産

昨年の異常気象による品質低下を受け、令和２年産米については、安定した品質の維持と収量確保に向け、地域農業振興積立金を活用した「土づくり資材」の助成に継続して取り組んだ結果、上位等級比率は 82.4%（元年産 31.3%）となりました。また、「反収 15kg アップ運動」に取り組んだことが成果を上げ、管内の作況は 107（良）となりました。

日本穀物検定協会による食味ランキングでは、上越地区のコシヒカリが８年連続で最高位の特Ａの評価を得ました。

担い手農業者育成

農地中間管理事業の利用を進め、約 257ha の農地が新たに担い手へ集積されたほか、農業簿記システムを活用した経営支援や各種制度の申請手続きを支援しました。また、農業機械部門 と連携した安全講習や免許講習会を開催し、農作業安全対策を行いながら事故の防止と労働保険の加入を推進しました。

安全・安心な農産物と食生活

食料の安全安心対策として、栽培履歴記帳の徹底と農業生産工程管理（GAP）に取り組みました。

20～30 歳代を対象に、地場農産物を使用した郷土料理講座「よい食 PLUS」を実施し、若い世代に向けて地域農業の価値を伝えました。

6. 地域貢献情報

社会貢献活動と地域貢献情報

1 地域の高齢者の支援

行政と「高齢者等見守り支援ネットワーク」の協定を締結し、職員が日常業務を通じて、地域における高齢者等の見守り支援を行っています。

休日でも気軽に介護福祉の相談ができる体制を整備したほか、行政やＪＡ厚生連と連携して、組合員・地域住民の健康寿命延伸に向けて取り組みを充実させています。

2 教育・文化振興の支援

食農教育活動として、小学生親子を対象に「ちゃぐりん道場」を実施し、併せて小学校での食農講座を女性部と連携して行い、地域農業や地産地消に関する理解促進を図りました。

3 地域を支えるボランティア活動

組合員とその家族や地域の方々がお互いに力を合わせ、助け合いを通して安心して暮らせる心豊かな地域づくりを目指して、各地域の「助け合い組織」活動において激励絵手紙・声掛け安否確認・施設ボランティア等の活動を行っています。また、次代を担う地域の子供たちの安全確保の一助として、「こども 110 番」活動を継続して行っています。

当ＪＡは「消防団協力事業所」の認定を受けており、消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化にも寄与しています。

4 健康増進運動

地域全体の健康づくりの一助となるべく、ＪＡ厚生連と連携した人間ドック受診者のとりまとめ・助成を行いました。

5 地域社会づくり

健康で明るく豊かな地域社会づくりや地域の要望を取り入れた事業展開を目的とし、支店を中心に組合員や地域の皆さんと共に「支店協同活動委員会」を設置し、地域の特色を活かした活動を実施しました。

6 情報提供活動

広報活動では新たに動画の共有サイトを活用した情報発信に取り組みました。併せてSNS「フェイスブック」への投稿や、マスコミとの懇談会の開催、コミュニティ誌「JAMP」の発行などの組合内・外に向けた情報発信に努めた結果、第6次中期3カ年計画で目標に掲げているJA 広報大賞（JA 全中主催）において、総合の部で準大賞を受賞しました。

地域密着型金融への取組み

農業メインバンクとして、多様化する農業者の資金ニーズに対応できる融資担当者を育成し、農業融資体制の強化に努めています。また、営農部門との事業間連携体制を整備し、以下のようにJAの総合力を活かした対応を進めています。

- ・担い手農業者や農業法人への定期的な訪問活動の実践
- ・農業簿記システムを活用した記帳支援と税務申告および経営診断等の支援
- ・融資担当者、農業融資相談員の専門資格取得による対応力の強化

地域からの資金調達・資金供給

当JAでは、組合員の皆様はもとより、上越市、妙高市・関連機関など、地域に関わる多くの方々の資金を、信頼のもとお預かりしています。

それを、資金を必要としている組合員を中心とした利用者の皆様にご融資し、生活向上・事業運営を金銭面から助力しています。農業専門金融機関としても、地域農業振興に対応できる各種資金の提供と融資相談機能を充実させ、組合員・利用者の皆様の豊かな生活創造に貢献しています。

また、総合事業を行っているJAだからこそ出来るトータルサービス等の提供はもとより、地域の利用者のご理解とご協力に対し、健康・福祉・環境・文化等の面で、感謝の意を少しでも還元できるような組織運営に努めています。

1 地域からの資金調達の状況 (単位：百万円)

区 分	残 高
組 合 員 等	259,166
そ の 他	55,244
合 計	314,411

2 地域への資金供給の状況 (単位：百万円)

区 分	残 高
組 合 員 等	48,613
地方公共団体	4,467
そ の 他	10,801
合 計	63,807

3 主な制度融資取扱状況

(単位：百万円)

種 類	件数	残 高	概 要
日本政策金融公庫資金	144	869	農業に係る幅広い資金需要をカバーしている日本政策金融公庫の資金で、JAが窓口となり、長期・低利で貸し付けます。
農 業 近 代 化 資 金	107	585	施設・設備の近代化や規模の拡大等に対し、行政の利子補給によりJAが低利で農業者に貸し付けます。

7. リスク管理の状況

総合リスク管理方針

当JAは、組合員・利用者の皆様に安心してJAを利用していただくために、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要であると認識しています。

そのために、内部統制の4つの目的である「業務の有効性及び効率性」、「財務報告の信頼性」、「法令遵守」、「資産の保全」に関する内部統制の整備構築とその運用を基に、部署単位に発生するリスクはもとより、JA全体に係るリスクを総合的に管理し、健全かつ適正な業務運営を行うための態勢を整備しています。

また、この総合リスク管理方針に基づき、様々なリスクの特性に応じた個別リスク管理にとどまらず、リスクを総体として捉え、自己資本と比較・対照する等、複線的な管理等を通じてリスク管理態勢の充実・強化に努めています。

1. リスク管理の対象範囲

本方針で管理するリスクとは、リスクの把握・コントロールまで含めた広義の意味であり、内部統制ならびにコンプライアンスを包含したリスクマネジメントを行うことです。

従って、内部統制、情報セキュリティ、個人情報保護、不祥事未然防止、危機管理、信用事業のリスク管理、その他各事業損失リスク等を含むＪＡ全体のリスクを対象としています。

2. リスク管理の方法

(1) リスク量の計測・分析が可能なリスクについては、その計測・分析方法の利用を踏まえ、自己資本等経営体力の許容範囲に収まるようバランスをとって、リスクコントロールを行っています。

(2) リスク量の計測が困難なリスク等については、その内容を定性的に分析し、内部統制の整備・運用をもって、リスクが発生した場合の影響を極小化しています。

3. 環境変化への対応

経営をとりまく経済情勢や金利環境に変化が生じたときは、機動的な対応を行うとともに、リスク管理時点の情勢や環境認識にとどまらず、その後の状況変化も勘案したうえでリスクコントロールを行っています。

4. 方針の検証と見直し

経営をとりまく経済情勢や金利環境は、急激な変化が起こりうるという認識に基づき、この方針の有効性や妥当性、リスク管理態勢の実効性については不断の検証を行い、必要に応じてこの方針やリスク管理態勢については、随時見直しを行います。

信用事業リスク管理の体制

金融市場の国際化や金融商品の複雑化など、信用事業は様々なリスクに直面しています。このような状況下で、いかに収益の向上と健全性の維持を図っていくのか、当ＪＡにおいても大きな課題となってきました。

そこで、個々のリスクを別々に管理するだけでなく、統括的にリスクコントロールをすることにより、組織全体として許容できるリスクなのかを判断し、機動的な組織運営につなげることを目標として、内部管理態勢の構築を進めています。

1 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化などにより、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、四半期に一度開催する「ＡＬＭ委員会」を中心とした厳正な信用リスク管理体制を構築し、個別与信管理と与信ポートフォリオ管理の最適化に取り組んでいます。

■ 個別与信管理

個別案件の審査については、与信の原則（公共性・安全性・収益性・成長性・流動性）のもと、支店と総合リスク管理部が連携して審査基準に則った厳正な審査を行っています。また、大口与信については、ガバナンス強化の観点より「理事会」において分析・検討を行い、与信供与の可否を決定しています。与信実行後についても、返済に支障が出ている信用供与先に対しては、地域金融機関として貸出条件緩和などの措置をとり、再生支援と回収の両立に努めています。

■ 与信ポートフォリオ管理

与信ポートフォリオ管理とは、個別与信が特定の業種などに集中することにより、一度に多額の損失を被るリスクを管理するもので、業種はもとより債務者別・格付別・用途別などの多面的な角度から信用リスクの状況を把握しています。

与信ポートフォリオ管理を有効的なものとするため、将来のリスク予想額を統計的に予測する基礎となる、過去の信用供与先の経営悪化や破綻などのデータベースの蓄積・整備を進めています。

■ 資産の自己査定

自己査定とは、ＪＡの保有している資産について、その回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合を判定し、決算における適正な償却・引当に資するとともに、業務の健全かつ適正な運営を確保すること

を目的に行っています。

当ＪＡでは、「資産査定要領」「資産査定事務要領」に基づいて実施し、一次査定は支店を含めた業務担当部署が二次査定は総合リスク管理部が監査は監査部が行っており、資産の健全性確保に努めています。

2 市場リスク管理

市場リスクとは、金利・為替・株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。

当ＪＡでは、市場リスクにおいても「ＡＬＭ委員会」を中心としたリスク管理態勢を構築しているほか、「余剰金運用規程」「余剰金運用取扱要領」において、運用対象・限度額・格付制限などを設け、収益力の向上に繋がる市場取引の実施とリスクコントロールの両立に努めています。

3 流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金繰りリスクと市場流動性リスクからなります。資金繰りリスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。また、市場流動性リスクとは、市場の混乱などにより市場において取引ができないため、通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクのことです。

当ＪＡでは、資金繰りリスクに対しては、運用・調達について「ＡＬＭ委員会」において月次の資金計画を作成し、それに沿って換金性の高い流動性資金を一定水準以上確保しています。また、市場流動性リスクに対しては、金利為替相場の見通しやリスク状況を勘案し、環境の変化を踏まえたリスク管理を行っています。

4 オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、事務・システム・人的・リーガル・有形資産などを要因とするもので、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は対外的な事象による損失を被るリスクのことです。

■ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、事故・不正を行う、お客さまに対する説明義務などを怠るなどといった行為から発生するリスクです。当ＪＡでは、各事業規程を中心とした業務マニュアルを設定しているほか、業務研修会を開催して、事務水準の向上と正確性の確保に努めています。また、監査部において、規程・マニュアルに沿った事務を実行しているか、厳正な内部監査を実施しています。

なお、組合員等利用者からの相談・苦情等に対しては、迅速・公平かつ適切に対処するため、体制・役割等を定め、円滑な解決を図るとともに利用者に対する説明責任を果たし、業務の改善と利用者満足度の向上に役立て、当ＪＡの業務への利用者の信頼性を確保することを目指しています。

■ システムリスク管理

システムリスクとは、当ＪＡが保持している情報の改ざんやシステムの不正使用・誤作動などにより損失を被るリスクです。組合員をはじめとした利用者の皆様の情報を処理し、サービスの向上を図るためにシステムを構築しており、コンピュータシステムの重要度は年々高まってきています。そのため、総合リスク管理部にてネットワークシステムの管理を行うとともに、ＪＡ新潟電算センター・新潟県信用農業協同組合連合会などとシステムの安定化に努めています。

■ 人的リスク管理

人的リスクとは、労務問題や職場の安全環境などを原因とする損失に対するリスクです。総務部が中心となり、リスクの軽減に取り組んでいます。

■ リーガルリスク管理

リーガルリスクとは、法令の制定・改正や判例の変更により、業務が法令に抵触しないか管理するものです。ＪＡグループとして、新潟県農業協同組合中央会や新潟県信用農業協同組合連合会などと連携して、随時法令に準じた定款・規程類の整備・周知を行い、リーガルリスクの軽減化に努めています。

■ 有形資産リスク管理

有形資産リスクとは、自然災害やＪＡに対する犯罪行為（強盗など）により損害を被るリスクです。近年、金銭の絡む犯罪が多くなってきており、当ＪＡとしても看過できない状況になってきています。そこで、「災害等対応規程」などを設定し、リスクの削減に努めています。

内部監査体制

被監査部門から独立した監査部が、年度毎に理事会にて決定する「内部監査計画」などに基づいて、本店、

支店・出張所、施設の内部監査を実施し、事務の正確性・合理性・効率性と財産の健全性について適正指導を行っています。監査結果・指摘事項とそれに係る各部門からの改善策は、理事会と経営管理委員会はもとより内部会議にて周知を図り、経営の信頼性の向上に取り組んでいます。

法令遵守の体制

1 コンプライアンスの基本方針

当JAでは、社会的責任と公共的使命を果たし、地域金融機関として皆様から信頼いただける組織を目指し、組合自らの力によって、不公正な商慣習、問題ある取引慣行、違法行為、規程違反などを事前に発見し、主体的に解決するとともに、そうした事態が起こらないような組織体制を構築し、より一層倫理的な組織文化を構築することを目的に、コンプライアンス体制の整備に努めています。

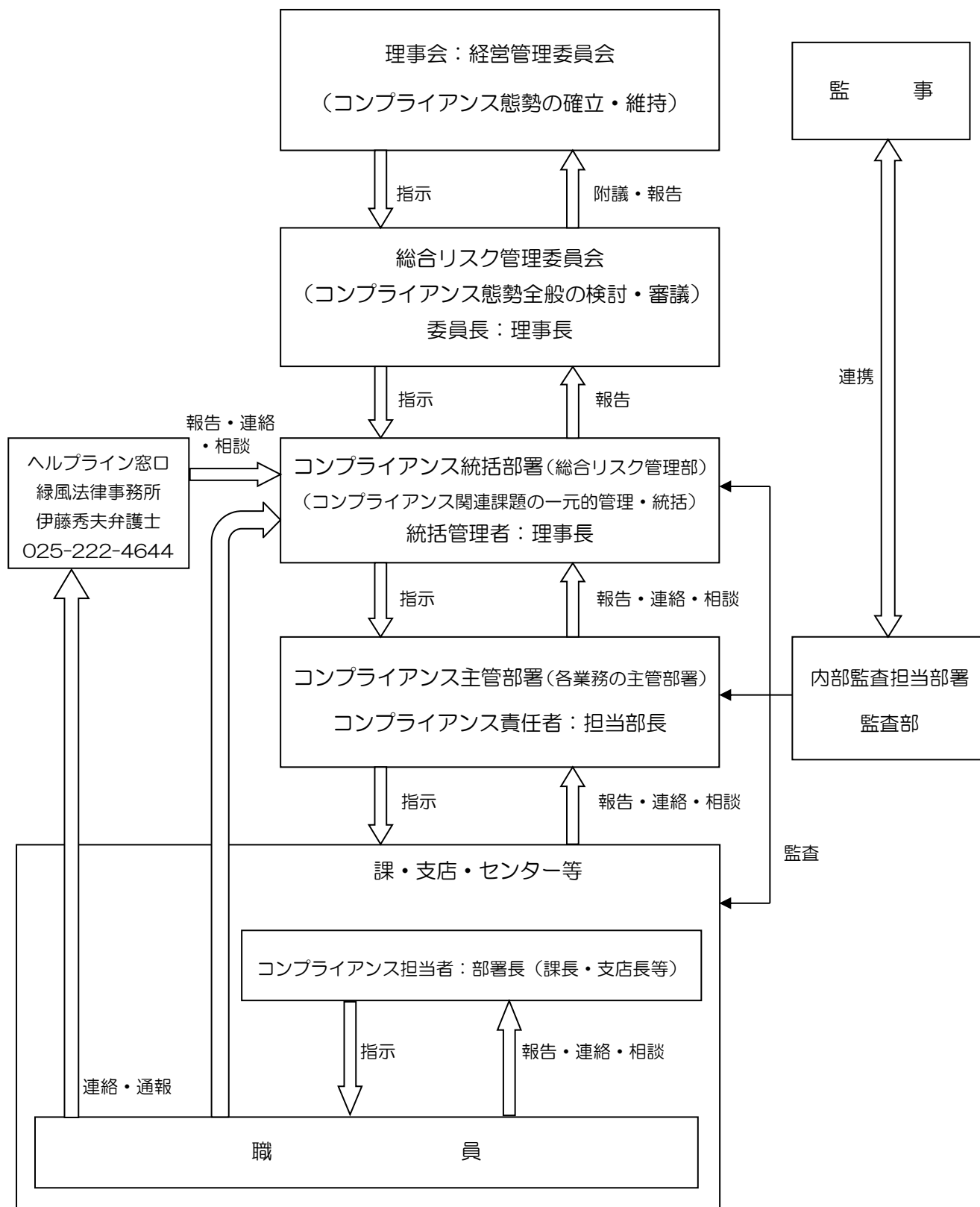
2 コンプライアンス運営態勢

当JAでは、コンプライアンスの基本方針を経営管理委員会にて決議するとともに、コンプライアンスの基本事項を「コンプライアンス規程」に定めています。また、理事長を委員長とする総合リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス態勢全般に係る企画・推進事項などを決定しています。

管理態勢については、理事長がコンプライアンス業務全般を統括し、総合リスク管理部が統括部門として苦情・相談などの管理業務を行っています。本店および各支店・出張所、施設には、コンプライアンス担当者を配置し、各業務をコンプライアンスの観点からチェックしています。

具体的な実行項目については、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を設定するとともに、各部署において「内部統制定例定着化会議」を開催し、業務毎の問題点を共有化して、職員全体の意識の向上に努めています。

3 コンプライアンス推進体制図



4 個人情報保護・顧客保護の取組み

当ＪＡでは、組合員・利用者の皆様の個人情報を大切な財産と認識し、適正な使用・管理を明示した「えちご上越農業協同組合個人情報保護方針」を策定し、ホームページへの掲載や店頭のパスター貼付などにより公表しています。職員に対しては、「個人情報取扱規程」を中心に個人情報の開示や苦情に係る規程を整備し、さまざまな機会において教育・指導を反复し、個人情報の適正な管理を行っています。

また、金融商品の高度化・複雑化にともない、元本割れリスクなどがある商品が多くなってきたことから、「ＪＡバンク利用者保護等管理方針」及び「金融商品の勧誘方針」を定め、それらに沿った営業を行っています。

えちご上越農業協同組合個人情報保護方針

えちご上越農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取り扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第6項が規定する、個人情報データベース等（保護法第2条第4項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 匿名加工情報の取り扱い

当組合は、匿名加工情報（保護法第2条第9項）の取り扱いに関して消費者の安心感・信頼感を得られるよう、保護法の規定に従うほか、個人情報保護委員会のガイドライン、認定個人情報保護団体の個人情報保護指針等に則して、パーソナルデータの適正かつ効果的な活用を推進いたします。

6. 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われる場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8. 開示・訂正等

当組合は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第7項に規定するデータをいいます。

9. 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10. 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

えちご上越農業協同組合情報セキュリティ基本方針

えちご上越農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当組合は、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、ＩＴ基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。

2. 当組合は、情報の取扱い、情報システム並びに情報ネットワークの管理運営にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。

3. 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。

4. 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。

5. 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

ＪＡバンク利用者保護等管理方針

えちご上越農業協同組合（以下「当ＪＡ」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行っていく。

なお、本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当ＪＡとの間で事業として行われるすべての取引」をいう。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行う。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
4. 当ＪＡが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
5. 当ＪＡとの取引に伴い、当ＪＡの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

金融商品の勧誘方針

ＪＡえちご上越は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識・経験・財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

５ マネー・ローndリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当ＪＡでは、マネー・ローndリングや社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との取引排除および窓口等への介入への対応に関し、当ＪＡ全体として対応を進めるべく、基本対応、態勢等に関する事項を定め、当ＪＡの健全な経営を確保します。

※「反社会的勢力等」とは、「政府指針」に記載される集団または個人を指します。

マネー・ローndリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

えちご上越農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつくまて、マネー・ローndリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローndリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下、「政府指針」という。）等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローndリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローndリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローndリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローndリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

6 金融円滑化にかかる基本的方針

当ＪＡは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめ地域の皆様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、最も重要な役割のひとつとして位置づけ、組合員・利用者の皆様からのお借入れ条件の変更等のご相談やお申込みに柔軟に対応するよう、また、組合員・利用者の皆様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、経営改善への取組みをご支援できるよう努めてまいりました。

「中小企業金融円滑化法」は平成25年3月末をもって期限を終了しましたが、引き続き真摯かつ丁寧に対応してまいります。

金融円滑化にかかる基本的方針

当ＪＡえちご上越（以下、「当ＪＡ」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当ＪＡの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当ＪＡの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当ＪＡは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
3. 当ＪＡは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当ＪＡは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
5. 当ＪＡは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ＡＤＲ手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 当ＪＡは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。
具体的には、
(1) 理事長以下、関係役職員を構成員とする「金融円滑化管理委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
(2) 信用・共済担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当ＪＡ全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
(3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当ＪＡは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

金融ＡＤＲ制度への対応

1 苦情処理措置の内容

当ＪＡでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所やＪＡ共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

（当ＪＡの苦情等受付窓口）

店舗番号	店舗名	電話番号	店舗番号	店舗名	電話番号	店舗番号	店舗名	電話番号	店舗番号	店舗名	電話番号
001	姥ヶ崎支店	025-527-2020	015	谷浜支店	025-546-2331	101	安塚支店	025-592-2019	302	新井支店	0255-72-2260
	金融課		025	富岡出張所	025-523-5330	110	浦川原支店	025-599-2331	307	泉 支店	0255-75-2322
002	和田支店	025-524-2701	027	上越支店	025-524-6444	120	大島支店	025-594-3346	312	中郷支店	0255-74-2033
003	中央支店	025-524-3930	030	三和支店	025-532-2311	202	はまなす支店	025-536-2283	313	板倉支店	0255-78-2311
005	春日支店	025-523-2885	035	清里支店	025-528-3131	211	大淵支店	025-534-3121	316	関山支店	0255-82-2002
010	有田支店	025-543-2661	040	牧 支店	025-533-6121	221	頸城支店	025-530-2321	320	妙高高原支店	0255-86-3121
011	八千穂川支店	025-531-0717	051	名立支店	025-537-2211	231	吉川支店	025-548-2323			

上記店舗のほか下記の窓口でも受け付けます。

（信用事業）ＪＡバンク 相談・苦情等受付窓口 本店金融共済部 融資課（TEL025-527-2002）
（共済事業）ＪＡ共済 相談・苦情等受付窓口 本店金融共済部 共済課（TEL025-527-2022）

なお、当 JA のほかご利用の皆さまからの相談・苦情等について、信用事業は一般社団法人 JA バンク相談所にて、共済事業は JA 共済相談受付センターでも受け付けています。

■ 信用事業

- 一般社団法人 JA バンク相談所（TEL03-6837-1359）
受付時間：午前 9 時～午後 5 時（祝日および金融機関の休業日を除く）

■ 共済事業

- JA 共済相談受付センター（TEL0120-536-093）
受付時間：午前 9 時～午後 6 時（月～金）
午前 9 時～午後 5 時（土）（※日・祝日および 12 月 29 日～1 月 3 日を除く）

2 紛争解決措置の内容

当 JA では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

■ 信用事業

- 新潟県弁護士会示談あっせんセンター（TEL025-222-5533）
受付時間：午前 9 時～午前 12 時 午後 1 時～午後 5 時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）
- 東京弁護士会紛争解決センター（TEL03-3581-0031）
受付時間：午前 9 時 30 分～午前 12 時 午後 1 時～午後 3 時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）
- 第一東京弁護士会仲裁センター（TEL03-3595-8588）
受付時間：午前 10 時～午前 12 時 午後 1 時～午後 4 時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）
- 第二東京弁護士会仲裁センター（TEL03-3581-2249）
受付時間：午前 9 時 30 分～午前 12 時 午後 1 時～午後 5 時
月曜日～金曜日（祝日、年末年始等を除く）

下線の弁護士会仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下、「東京三弁護士会」という。）の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める「現地調停・移管調停」という方法があります。

①現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結びテレビ会議システム等により共同して解決にあたります。

②移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は、全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容については、一般社団法人 JA バンク相談所（TEL03-6837-1359）または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

■ 共済事業

- 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所（TEL：03-5368-5757）
（URL：<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>）
- 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構
（URL：<http://www.jibai-adr.or.jp/>）
- 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター
（URL：<http://www.n-tacc.or.jp/>）
- 公益財団法人 交通事故紛争処理センター
（URL：<http://www.jcstad.or.jp/>）
- 日本弁護士連合会 弁護士保険 ADR
（URL：<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>）

8. 自己資本の状況

自己資本比率の状況

当ＪＡでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和３年２月末における自己資本比率は、14.30%となりました。

経営の健全性確保と自己資本の充実

当ＪＡの自己資本は、組合員からの普通出資金によっています。

◇ 普通出資による資本調達手段

項 目	内 容
発行主体	えちご上越農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	7,611 百万円（前年度 7,702 百万円）

自己資本比率の算出に際しては、「自己資本比率算出要領」「自己資本比率算出事務手続」に則り算出しており、信用リスク、オペレーショナル・リスクの適正管理、内部留保の積み上げなどにより、自己資本の充実に努めています。

19 年度以降、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、経営の健全性維持・強化を図っています。

9. 主な事業の内容

組合の主要な業務の内容

1 信用事業

貯金・貸出・為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業では、ＪＡ・信連・農林中央金庫という三段階の組織が有機的に結びつき、「ＪＡバンク」として大きな力を発揮しています。

■ 貯金業務

組合員はもちろん地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、スーパー定期、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金商品一覧表

種 類	特 色	預 入 期 間	預 入 金 額
総合口座貯金	一冊の通帳に、普通貯金・定期貯金がセットでき、必要なお金にお預かりの定期貯金から自動借入ができる口座です。		1 円以上
普通貯金	出し入れ自由で、お財布代わりとして、公共料金などの自動支払、給与・年金などの自動受取口座として最適です。	出し入れ自由	1 円以上
定期貯金	大口定期貯金	大口資金を安全・確実にためられる商品です。	1 カ月～10 年
	スーパー定期（単利型）	資金を安全・確実にためられる商品です。	1 カ月～10 年
	スーパー定期	資金を安全・確実にためられる商品です。	3 年～10 年

種 別		特 色	預 入 期 間	預 入 金 額
	(複利型)	6カ月ごとに複利計算		
	期日指定定期貯金	据置き経過後、いつでも引出しが自由です。 (1カ月前までに通知が必要です。)	最長3年 (据置き1年)	1円～ 300万円未満
	変動金利定期	6カ月ごとにお預かり利率が変動します。	1年～3年	1円以上
定期積金		毎月の積立で貯める、積立貯金です。	6カ月～10年	1回当たり 1千円以上
譲渡性貯金 (NCD)		大口余裕資金の短期運用に有利です。	1カ月～5年	1千万円以上
当座貯金		当 JA の交付した小切手により即時払戻しができます。	出し入れ自由	1円以上
貯蓄貯金		預入金額に応じて、段階的に高い金利が付利されます。	出し入れ自由	1円以上
通知貯金		まとまった資金の短期運用向けの貯金です。	7日以上	5万円以上
財形貯金	一般財形貯金	勤労者の給料天引き貯金です。	3年以上	1回当たり 1円以上
	財形年金貯金	給料天引きで、年金で受取るタイプです。 550万円まで非課税	5年以上	1回当たり 1円以上
	財形住宅貯金	給料天引きで、住宅資金作りの積立貯金です。 550万円まで非課税	5年以上	1回当たり 1円以上

■ 貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活関連資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様の暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

貸出商品一覧表

【農業関連資金】

種 類	貸 出 先	資 金 使 途	融資限度額	融 資 期 間
農業生産資金	組合員で農業者等	農業経営に必要な資金	所要資金の範囲内 (設備資金は原則事業費の80%以内)	短期：1年以内 長期：15年以内 (据置期間含む)
アグリマイティー資金	組合員 農業者等	農業生産・農産物加工・ 地域活性化等	事業費の100%以内	短期：1年以内 長期：原則10年以内、 対象事業により最 長25年以内 (据置期間含む)
担い手支援資金 (アグリV)	JAが担い手と認定した組合員等	【一般枠】 農畜産物の生産等農業 経営に必要な設備資金 および中・長期運転資 金 【農地取得枠】 農地取得等に必要な資 金	【一般枠】 300万円以上 2,000万 円以内かつ事業費の範囲 内 【農地取得枠】 100万円以上 2,000万 円以内かつ事業費の範囲 内	【一般枠】 1年～10年以内 (据置期間含む) 【農地取得枠】 1年～20年以内 (据置期間含む)
農機具ローン	お借入時 18歳以上 76歳未満、完済時 81 歳以上の場合は確実 な農業後継者がいる 組合員等	農機具等購入	1,800万円以内 所要額の範囲内	1年～10年以内 (据置期間含む)
サポートA	組合員	農業経営に必要な運転 資金	個人：1,000万円以内 法人等：3,000万円以内 所要額の範囲内	1年以内
農業近代化資金	農業者等	農業経営の近代化を図 るために必要な設備資 金	事業費の80～100% 個人：1,800万円以内 法人：2億円以内 (一部例外あり)	15年以内 (据置期間含む)
上越市農林水産業振興資金	上越市農林水産業振興資金融資要項の定めによる			

○ＪＡバンク利子補給

農業設備・農地購入のため農業資金を借入された方を対象に、その借入負担金利の一部をＪＡバンク利子補給により軽減し、農業経営の安定化や効率化を支援しております。

○保証料助成

農業資金を借入された方を対象に、その借入に際し新潟県農業信用基金協会へ支払う保証料を「にいがた農業応援プログラム」により助成し、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」を支援しております。

【事業関連資金】

種 類	貸 出 先	資 金 使 途	融資限度額	融 資 期 間
一般事業資金	組合員、事業者	事業運営資金	所要資金の範囲内	短期：１年以内 長期：３５年以内 (据置期間含む)
賃貸住宅資金	組合員	賃貸住宅の建設・増改築等の資金	所要資金の範囲内	３５年以内 (据置期間含む)
地方公共団体等資金	地方公共団体等	短期： 一般財政調整基金又は 起債・補助金の繋ぎ資金 長期： 地方債等	短期： 一時借入金の最高額から 現在借入額を差し引いた 額以内、または確定した 起債・補助金の範囲内 長期： 所要資金の範囲内	短期： １年以内 長期： ３０年以内
上越市制度融資	各制度融資要項の定めによる			
妙高市制度融資	各制度融資要項の定めによる			

【生活関連資金等】

種 類	貸 出 先	資 金 使 途	融資限度額	融 資 期 間
住宅ローン	満 20 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	土地・住宅の購入、増改築、他行の借り換え	10 万円～1 億円以内	3 年～35 年以内 (据置期間含む)
リフォームローン	満 20 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	住宅の増改築等の住宅関連設備	10 万円～1,000 万円以内 所要資金の範囲内	1 年～15 年以内
多目的ローン	満 18 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	生活に必要な資金（負債整理資金除く）	10 万円～500 万円以内 かつ所要資金の範囲内	6 カ月～10 年以内
教育ローン	満 20 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	就学子弟の入学金、授業料、学費およびアパート家賃等の教育に関する資金	10 万円～1,000 万円以内 かつ税込年収の範囲内	6 カ月以上 15 年以内(在学期間9年以内) (据置期間含む)
マイカーローン	満 18 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	自動車・バイク購入、点検・修理、車検、購入に付帯する諸費用等	10 万円～1,000 万円以内 かつ税込年収の範囲内	6 カ月～10 年以内
賃貸住宅ローン	満 20 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	賃貸住宅の建設・増改築等の資金	100 万円～4 億円以内 所要資金の範囲内	1 年～30 年以内 (据置期間含む)
カードローン	満 20 歳以上でその他一定の要件を満たしている組合員	生活に必要な一切の資金	極度額：50 万円以内 (10 万円単位)	1 年（自動更新）
上越市制度融資	各制度融資要項の定めによる			
妙高市制度融資	各制度融資要項の定めによる			
総合口座貸越（定期担保）	個人	定めない	担保とする定期貯金の90%、かつ300万円以内	期間を定めない

■ 為替業務

全国のＪＡバンクグループの店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗を為替網で結び、当ＪＡの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や、手形・小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできます。

【為替手数料一覧表】

		同一店内	当ＪＡ本支店宛	系統金融機関宛	他金融機関宛	
送金手数料			４４０円／件	４４０円／件	普通扱（送金小切手） ６６０円	
振込手数料	窓口利用		文書・電信扱	文書・電信扱	文書扱	電信扱
	3万円未満	１１０円／件	２２０円／件	２２０円／件	６６０円／件	６６０円／件
	3万円以上	３３０円／件	３３０円／件	４４０円／件	８８０円／件	８８０円／件
	機械利用（ＣＤ・定額自動送金）					
	3万円未満	無料	１１０円／件	１１０円／件		２７５円／件
	3万円以上	無料	２２０円／件	３３０円／件		４４０円／件
	自動化機器（ＡＴＭ）利用					
	3万円未満	無料	１１０円／件	１１０円／件		２７５円／件
	3万円以上	無料	２２０円／件	３３０円／件		４４０円／件
	ＪＡネットバンク（パソコン・携帯電話）利用					
1万円未満	無料	１１０円／件	１１０円／件		２７５円／件	
3万円未満	無料	１１０円／件	１１０円／件		２７５円／件	
3万円以上	無料	２２０円／件	３３０円／件		４４０円／件	
法人ＪＡネットバンク利用（振込・総合振込）						
3万円未満	無料	無料	１１０円／件		３３０円／件	
3万円以上	無料	無料	１１０円／件		５５０円／件	
代金取立手数料		同地交換 ２２０円／通	隔地間 ４４０円／通		普通扱 ６６０円／通	至急扱 ８８０円／通
その他の諸手数料		○送金・振込の組戻料				６６０円／件
		○取立手形組戻料				６６０円／通
		○取立手形店頭呈示料 （ただし６６０円を超える取立経費を要する場合は、その実費を徴する。）				６６０円／通
		○不渡手形返却料				６６０円／通
		○地方税の収納機関への振込 （ただし新潟県内分は無料とする。）				４４０円／通

- （注） 1. 機械利用による振込とは、ＣＤ等による振込及び定額自動送金です。
 2. ネットバンキングは、インターネット（パソコン・携帯電話）利用による振込です。
 3. 代金取立手数料の同地交換取立手数料は、担保・割引・商業手形に限り適用します。
 4. 本表の金額には、消費税および地方消費税１０％を含みます。

■ 国債窓口販売

国債の、窓口販売の取り扱いをしています。
 国債窓販保護預かり口座管理手数料は無料です。

■ サービス・その他

当ＪＡでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主の皆様のための給与振込サービス、自動集金サービス、口座振替サービスなどを取り扱いしています。
 また国債の保護預かり、全国のＪＡでの貯金のおし入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービス提供に努めています。

【サービス・その他商品一覧表】

種 類		サービスの内容
キャッシュサービス	キャッシュカード	カードにより当ＪＡの本支店・出張所、店舗外キャッシュサービスコーナーはもちろん、全国のＪＡ店舗で入出金できます。 また全国の「ＭＩＣＳ」マークのある提携金融機関および郵便局、コンビニエンス・ストアＡＴＭで貯金のお引き出しができます。
	法人キャッシュカード	カードによりお引き出し・お振込ができますので、経理事務の効率化にお役立ていただけます。
ＪＡカード		国内でも海外でもサインひとつでショッピングができます。また各種優待サービスもご利用になれます。 ＩＣキャッシュカード機能とクレジットカード機能が１枚になった便利なＪＡカード（一体型）もご用意しています。
為替サービス	内国為替	振込・代金の取立に、安全・確実・迅速にお応えする全国ネットサービスです。
	自動受取	年金・配当金等がご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。 お引出しは便利なキャッシュカードでお気軽にできます。
	給与振込	給料やボーナスがご指定の口座へ自動的に直接振り込まれます。また、企業にとっても資金運用の効率化や危険防止に役立ちます。
	定額自動送金	毎月決まった日にご指定の口座へ自動的に一定額をお振込みします。 仕送りなどに便利です。
スウィング・サービス （貯蓄貯金振替サービス）		指定日に普通貯金の残高が一定額以上になると、自動的に有利な貯蓄貯金へお振替します。一度の手続で効率的運用ができるサービスです。
自動支払		公共料金や新聞購読料、税金・各種保険料・ローンの返済やクレジット決済などを貯金口座から自動的にお支払します。
ＮＢセンター代金 回収サービス		県内の金融機関が業務提携して、お取引先の顧客（お客様）の売上代金や会費の集金などを、口座振替により安全かつ迅速に回収するサービスです
国債の口座管理		国債の券面は発行されず、国債の保有や取引は金融機関などに開設した国債の取引を行うための口座によって管理されます。 券面の紛失や偽造の心配がなく、購入、売却といった国債の取引は帳簿への記載によってなされ、取引関係なども明確です。
投資信託		たくさんのお客様から集められた資金を一つにまとめ、その資金を運用の専門家が債券や株式などの有価証券に分散投資を行い、これによって得た収益を投資したお客さまに還元する金融商品です。

2 共済事業

組合員をはじめ地域住民の生命・財産を守るため、「ひと・いえ・くるま」などを主な対象として、万一の事故や火災・自然災害等に備えた幅広い内容できめ細かな保障をしています。

生活保障点検により、一人ひとりのニーズにあった内容で、地域に密着した事業展開を図っています。

■ 主な共済の種類

終身共済、養老生命共済、定期生命共済、こども共済、医療共済、がん共済、介護共済、生活障害共済、特定重度疾病共済、年金共済、傷害共済、建物更生共済、火災共済、自動車共済、自賠責共済、賠償責任共済

3 購買事業

農業生産や生活に必要な資材・物資を提供しています。

4 営農事業

農業生産者から全国の消費地へ安全・安心な農畜産物をお届けするとともに、農畜産物の適正価格での販売に努め、農業経営の安定と所得向上をめざして事業を行っています。

また、「地産地消」の取り組みとして、ファーマーズマーケット（農産物直売所）を通じて、消費者に直接、農家が持ち寄った地元でとれた農産物の提供を行っています。

さらに、農産物の保管（保管事業）や加工事業による農畜産物の付加価値の創造や、共同利用施設による生産コストの低減（利用事業）など、農業振興を幅広くカバーしています。

5 生活事業

男女共同参画運動や目的・趣味別講座を主とした女性部活動や食育と健康管理活動を主体とした啓蒙活動を行っています。

6 高齢者福祉事業

自助・互助・共助・公助がバランスよく機能し、高齢者が安心して暮らせる地域づくりのために、地域・組織と連携し高齢者の支援を行っています。

7 宅地等供給事業

JA が主体となった農村地域での宅地分譲や組合員の資産の有効活用の支援を行っています。

貯金者保護の取組み

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

1 「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

2 「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、（1）個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、（2）経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、（3）全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※ 2020年3月末における残高は 1,659 億円となっています。

3 「一体的事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取組みをしています。

4 「貯金保険制度」

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

経営資料

I 決算の状況

1 貸借対照表

(単位:百万円)

資 産			負債及び資本		
科 目	令和2年度 (令和3年2月28日)	令和元年度 (令和2年2月29日)	科 目	令和2年度 (令和3年2月28日)	令和元年度 (令和2年2月29日)
1. 信用事業資産	305,146	295,750	1. 信用事業負債	316,191	305,849
(1) 現 金	1,507	1,694	(1) 貯 金	314,411	304,319
(2) 預 金	227,040	219,282	(2) 借 入 金	869	962
系統預金	226,938	219,170	(3) その他の信用事業負債	911	567
系統外預金	102	112	未払費用	82	144
(3) 有価証券	11,388	10,383	その他の負債	828	423
国債	4,135	3,141	2. 共済事業負債	1,356	1,374
地方債	748	578	(1) 共済資金	714	713
政府保証債	101	207	(2) 未経過共済付加収入	634	649
金融債	-	-	(3) 共済未払費用	7	11
社債	4,128	3,442	(4) その他の共済事業負債	0	0
株式	-	-	3. 経済事業負債	559	838
受益証券	2,274	3,013	(1) 経済事業未払金	442	585
(4) 貸 出 金	63,807	63,051	(2) 経済受託債務	96	232
(5) その他の信用事業資産	1,466	1,412	(3) その他の経済事業負債	19	19
未収収益	1,419	1,382	4. 設備借入金	61	94
その他の資産	47	29	5. 雑負債	718	793
(6) 債務保証見返	-	-	(1) 未払法人税等	27	50
(7) 貸倒引当金	△63	△74	(2) その他の負債	691	742
2. 共済事業資産	1	1	6. 諸引当金	2,418	2,684
(1) その他の共済事業資産	1	1	(1) 賞与引当金	182	173
3. 経済事業資産	7,028	6,282	(2) 退職給付引当金	2,197	2,462
(1) 受取手形	6	1	(3) 役員退職慰労引当金	26	36
(2) 経済事業未収金	1,450	1,580	(4) ボイント引当金	11	11
(3) 経済受託債権	4,888	4,078	7. 繰延税金負債	-	-
(4) 棚卸資産	364	359	負 債 の 部 合 計	321,306	311,634
購買品	321	301	1. 組合員資本	18,750	18,524
販売品	11	10	(1) 出資金	7,611	7,702
加工品	26	40	(2) 利益剰余金	11,205	10,876
葬祭品	3	5	利益準備金	5,545	5,485
その他の棚卸資産	1	2	その他利益剰余金	5,660	5,391
(5) その他の経済事業資産	328	275	米穀流通対策積立金	100	100
(6) 貸倒引当金	△9	△12	高齢者福祉積立金	50	50
4. 雑資産	2,294	2,342	高齢者対策積立金	100	100
5. 固定資産	12,046	12,579	リスク管理積立金	2,023	893
(1) 有形固定資産	12,011	12,536	施設整備積立金	1,000	500
建物	18,861	18,936	農畜産物販売対策積立金	350	320
機械装置	5,431	5,443	地域農業振興積立金	10	26
土地	5,861	5,872	特別積立金	1,287	2,787
建設仮勘定	2	0	当期末処分剰余金	739	614
その他の有形固定資産	4,295	4,307	(うち当期剰余金)	(388)	(293)
減価償却累計額	△22,439	△22,024	(3) 処分未済持分	△65	△54
(2) 無形固定資産	34	42	2. 評価・換算差額等	△133	196
その他の無形固定資産	34	42	(1) その他有価証券評価差額金	△133	196
6. 外部出資	12,687	12,695	純 資 産 の 部 合 計	18,617	18,720
(1) 外部出資	12,687	12,695	負債及び純資産の部合計	339,923	330,355
系統出資	12,076	12,076			
系統外出資	582	590			
子会社等出資	29	29			
7. 繰延税金資産	718	705			
資 産 の 部 合 計	339,923	330,355			

2 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 (自 令和2年3月1日 至 令和3年2月28日)	令和元年度 (自 平成31年3月1日 至 令和2年2月29日)	科 目	令和2年度 (自 令和2年3月1日 至 令和3年2月28日)	令和元年度 (自 平成31年3月1日 至 令和2年2月29日)
1. 事業総利益	6,780	7,066	(13) 利用事業収益	1,993	2,547
事業収益	16,205	17,491	(14) 利用事業費用	1,172	1,617
事業費用	9,424	10,424	(うち貸倒引当金繰入額)	-	-
(1) 信用事業収益	2,514	2,559	(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
資金運用収益	2,316	2,369	(うち貸倒損失)	-	-
(うち預金利息)	(1,352)	(1,340)	利用事業総利益	820	929
(うち有価証券利息)	(50)	(82)	(15) 宅地等供給事業収益	2	1
(うち貸出金利)	(679)	(715)	(16) 宅地等供給事業費用	0	0
(うちその他受入利息)	(233)	(230)	(うち貸倒引当金繰入額)	-	-
役務取引等収益	111	117	(うち貸倒引当金戻入益)	-	-
その他事業直接収益	19	18	(うち貸倒損失)	-	-
その他経常収益	67	52	宅地等供給事業総利益	2	0
(2) 信用事業費用	528	315	(17) 農用地利用調整事業収益	304	351
資金調達費用	84	119	(18) 農用地利用調整事業費用	298	343
(うち貯金利息)	(73)	(105)	(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	-
(うち給付補填備金繰入)	(3)	(3)	(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△0)
(うち譲渡性貯金利息)	-	-	(うち貸倒損失)	-	-
(うち借入金利息)	(4)	(4)	農用地利用調整事業総利益	6	7
(うちその他支払利息)	(2)	(4)	(19) 高齢者福祉事業収益	405	418
役務取引等費用	26	29	(20) 高齢者福祉事業費用	312	333
その他事業直接費用	70	-	(うち貸倒引当金繰入額)	-	-
その他経常費用	347	166	(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-	(うち貸倒損失)	-	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(△11)	(△155)	高齢者福祉事業総利益	92	85
(うち貸出金償却)	-	-	(21) その他事業収益	53	51
信用事業総利益	1,986	2,244	(22) その他事業費用	8	9
(3) 共済事業収益	1,681	1,818	(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	-
共済付加収入	1,581	1,702	(うち貸倒引当金戻入益)	-	-
共済貸付金利	-	0	(うち貸倒損失)	-	-
その他の収益	100	115	その他事業総利益	44	41
(4) 共済事業費用	90	93	(23) 指導事業収入	53	82
共済借入金利息	-	0	(24) 指導事業支出	140	203
共済推進費	36	36	指導事業収支差額	△86	△121
共済保全費	6	5	2. 事業管理費	6,424	6,909
その他の費用	47	50	(1) 人件費	4,758	5,147
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-	(2) 業務費	457	477
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△0)	(3) 諸税負担金	174	179
(うち貸出金償却)	-	-	(4) 施設費	1,005	1,068
共済事業総利益	1,591	1,725	(5) その他事業管理費	27	36
(5) 購買事業収益	7,822	8,376	事 業 利 益	356	156
購買品供給高	7,377	7,890	3. 事業外収益	280	282
修理サービス料	416	443	(1) 受取雑利息	13	16
その他の収益	28	42	(2) 受取出資配当金	185	183
(6) 購買事業費用	6,169	6,852	(3) 賃貸料	26	29
購買品供給原価	5,752	6,385	(4) 償却債権取立益	0	0
購買品供給費	232	260	(5) 雑収入	53	52
修理サービス費	7	10	4. 事業外費用	34	21
その他の費用	177	194	(1) 寄付金	0	0
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-	(2) 貸倒引当金繰入額	-	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(△2)	(△4)	(3) 貸倒引当金戻入益	△1	△0
(うち貸倒損失)	0	-	(4) 賃貸等関連費用	19	18
購買事業総利益	1,652	1,524	(5) 雑損失	15	3
(7) 販売事業収益	937	933	経 常 利 益	603	417
販売品販売高	328	362	5. 特別利益	21	42
販売手数料	460	432	(1) 固定資産処分益	2	16
その他の収益	147	138	(2) 一般補助金	19	26
(8) 販売事業費用	524	539	6. 特別損失	113	106
販売品販売原価	215	222	(1) 固定資産処分損	32	62
販売費	224	230	(2) 固定資産圧縮損	19	35
その他の費用	84	86	(3) 減損損失	46	9
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-	(4) 外部出資評価損	8	-
(うち貸倒引当金戻入益)	(△0)	(△0)	(5) 災害損失特別勘定繰入額	6	-
(うち貸倒損失)	-	-	税 引 前 当 期 利 益	511	353
販売事業総利益	412	393	法人税・住民税及び事業税	61	95
(9) 保管事業収益	261	236	法人税等調整額	61	△35
(10) 保管事業費用	69	72	法人税等合計	123	60
(うち貸倒引当金繰入額)	-	-	当期剰余金	388	293
(うち貸倒引当金戻入益)	-	-	当期首繰越剰余金	161	147
(うち貸倒損失)	-	-	地域農業振興積立金取崩額	189	173
保管事業総利益	191	164	当 期 末 処 分 剰 余 金	739	614
(11) 加工事業収益	403	442			
(12) 加工事業費用	335	371			
(うち貸倒引当金繰入額)	(0)	-			
(うち貸倒引当金戻入益)	-	(△0)			
(うち貸倒損失)	-	-			
加工事業総利益	67	70			

(注) 農業協同組合法施行規則の改正に伴い、各事業の収益及び費用を合算し、事業相互間の内部損益を除
去した「事業収益」、「事業費用」を表示しています。

3 注記表

【令和2年度】

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法

② その他有価証券

1) 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2) 時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

購買品（数量管理品）……………総平均法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

購買品（売価管理品）……………売価還元法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

購買品（個別管理品）……………個別法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

販売品（売価管理品）……………売価還元法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

加工品（製品、主要原材料）……………総平均法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

葬祭品……………総平均法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

宅地等（販売用不動産）……………個別法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産（製品、仕掛品、主要原材料、福祉用具在庫品）……………総平均法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産（上記以外）……………最終仕入原価法による原価法

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。

補助事業に係る農業関連施設

上記に関わらず、補助事業に係る農業関連施設については、定額法で行っています。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。このうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号（令和2年3月17日））に規程する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における最大値に基づき損失率を求め、算出しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(2) 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、当事業年度に費用処理しています。また、過去勤務費用については発生はありません。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

JA事業の利用拡大および組合員加入の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者に付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

2 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は10,057百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	4,556百万円	構築物	630百万円
車両・運搬具	49百万円	機械装置	4,418百万円
土地	92百万円	器具・備品	309百万円

(2) 担保に供している資産

定期預金 8,000百万円を為替決済の担保に、定期預金 2百万円を地方公営企業法施行令第22条の3第2項に基づく担保に供しています。また、建物 177百万円及び土地 76百万円を設備借入金 61百万円の担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額 0百万円

子会社等に対する金銭債務の総額 230百万円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額 75百万円

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務はありません。

(5) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はあります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

貸出金のうち、延滞債権額は 354百万円です。

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はあります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 23百万円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、378百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

3 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引による総額

① 子会社等との取引による収益総額	30百万円
うち事業取引高	13百万円
うち事業取引以外の取引高	17百万円
② 子会社等との取引による費用総額	130百万円
うち事業取引高	0百万円
うち事業取引以外の取引高	129百万円

(2) 減損損失に関する注記

① グループウェアの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグループウェアを実施した結果、支店（出張所は管轄支店を含む。）については日常の業務や地域的関連を考慮した支店グループごとに、生活関連施設（食品、カーセンター、中央燃料センター、東燃料センター、南燃料センター、ライフサービス、セレモニーサービス）については関連施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグループウェアの最小単位としています。

本店、生活関連施設の生活店舗、高齢者福祉施設及び農業関連施設の各グループについては、当該施設のキャッシュ・フローのみによる回収を考えておらず、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

② 減損損失を認識した資産または資産グループについての、その用途、種類、場所などの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
農機センター高田工場	遊 休	建物、土地
上越もちろ加工場	遊 休	建物、土地
旧板倉給油所	遊 休	建物
柿崎雪中貯蔵庫	賃 貸	建物
旧杉野沢支店	賃 貸	建物、構築物

③ 減損損失の認識に至った経緯

農機センター高田工場、上越もちろ加工場及び旧板倉給油所は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

また、柿崎雪中貯蔵庫及び旧杉野沢支店は、賃貸資産として活用されていますが、使用価値が帳簿価額に達していないため帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少額を減損損失として認識しました。

④ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

農機センター高田工場	9,611,656円（建物8,987,459円、土地624,197円）
上越もちろ加工場	23,766,850円（建物23,460,817円、土地306,033円）
旧板倉給油所	3,890,000円（建物3,890,000円）
柿崎雪中貯蔵庫	7,633,966円（建物7,633,966円）
旧杉野沢支店	1,637,863円（建物1,584,007円、構築物53,856円）
合計	46,540,335円（建物45,556,249円、構築物53,856円、土地930,230円）

⑤ 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

農機センター高田工場、上越もちろ加工場及び旧板倉給油所の回収可能額は正味売却価額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額（土地）に基づき算定しています。柿崎雪中貯蔵庫及び旧杉野沢支店の回収可能額については使用価値を採用しており、割引率については適用していません。

(3) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する注記

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。

4 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。また、設備投資および制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他の有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.05%上昇したものと想定した場合には、経済価値が11億円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	227,040	227,057	17
有価証券			
その他有価証券	11,388	11,388	-
貸出金(注1)	63,825		
貸倒引当金(注2)	△63		
貸倒引当金控除後	63,762	65,957	2,195
経済受託債権	4,888	4,888	-
資産計	307,079	309,292	2,212
貯金	314,411	314,451	40
負債計	314,411	314,451	40

(注1) 貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金18百万円を含めています。

(注2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっており、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によります。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元金金の合計額をリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済受託債権

経済受託債権については1年以内に精算されると見込まれることから、貸借対照表計上額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円LIBOR・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資(注1) 12,687百万円

(注1) 外部出資のうち、市場価値のある株式会社以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	227,040	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	108	-	100	923	400	9,827
貸出金(注1、2、3)	5,567	3,873	3,579	3,279	2,991	44,358
経済受託債権	4,888	-	-	-	-	-
合 計	237,605	3,873	3,679	4,203	3,391	54,185

(注1) 貸出金のうち、当座貸越(融資型除く)610百万円については、「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等41百万円及び残高管理案件48百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件66百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注1)	269,587	19,694	20,852	2,011	1,230	1,034
合 計	269,587	19,694	20,852	2,011	1,230	1,034

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

5 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

		(単位：百万円)		
種類		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	株式	-	-	-
	受益証券	856	812	44
	債券			
	国債	663	627	36
	地方債	553	544	9
	政府保証債	101	99	1
	金融債	-	-	-
	社債	2,833	2,812	21
	小計	5,009	4,896	112
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	株式	-	-	-
	受益証券	1,417	1,516	△98
	債券	-	-	-
	国債	3,472	3,603	△131
	地方債	194	200	△5
	政府保証債	-	-	-
	金融債	-	-	-
	社債	1,294	1,305	△11
	小計	6,378	6,625	△246
合計		11,388	11,521	△133

なお、上記差額△133百万円を貸借対照表上の、「その他有価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

該当する事項はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券

		(単位：百万円)		
	売却額	売却益	売却損	
株式	-	-	-	-
受益証券	226	31	39	
債券				
国債	1,024	19	-	
地方債	-	-	-	
政府保証債	-	-	-	
金融債	-	-	-	
社債	-	-	-	
合計	1,251	51	39	

(4) 当年度中に、保有目的が変更になった有価証券

該当する事項はありません。

6 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,689 百万円
勤務費用	273 百万円
利息費用	2 百万円
数理計算上の差異の発生額	△162 百万円
退職給付の支払額	△511 百万円
期末における退職給付債務	5,291 百万円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,227 百万円
期待運用収益	23 百万円
数理計算上の差異の発生額	△0 百万円
特定退職金共済制度への拠出金	185 百万円
退職給付の支払額	△341 百万円
期末における年金資産	3,093 百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5,291 百万円
特定退職金共済制度	△3,093 百万円
未積立退職給付債務	2,197 百万円
貸借対照表計上額純額	2,197 百万円
退職給付引当金	2,197 百万円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	273 百万円
利息費用	2 百万円
期待運用収益	△23 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△161 百万円
小計	90 百万円
臨時に支払った退職金	1 百万円
合計	91 百万円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	63%
年金保険投資	25%
現金及び預金	6%
その他	6%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.00~0.84% 長期期待運用収益率 0.72%

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 65 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 2 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、838 百万円となっています。

7 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	607 百万円
賞与引当金	50 百万円
固定資産減損損失否認額	46 百万円
未払費用否認額	38 百万円
役員退職慰労引当金	7 百万円
その他	15 百万円
繰延税金資産小計	765 百万円
評価性引当額	△47 百万円
繰延税金資産合計（A）	718 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	－百万円
繰延税金負債合計（B）	－百万円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	718 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.95%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.43%
住民税均等割等	1.33%
税額控除	△1.07%
評価性引当額の増減	0.86%
その他	△0.17%
税効果会計適用後の法人税の負担率	24.12%

【令和元年度】

1 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

- ① 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - 1) 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
 - 2) 時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

購買品（数量管理品）	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
購買品（個別管理品）	個別法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
販売品（売価管理品）	売価還元法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
加工品（製品、主要原材料）	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
葬祭品	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
宅地等（販売用不動産）	個別法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産（製品、仕掛品、主要原材料、福祉用具在庫品）	総平均法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)
その他の棚卸資産（上記以外）	最終仕入原価法による原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(3) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。
なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額 10 万円以上 20 万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3 年間で均等償却を行っています。

補助事業に係る農業関連施設

上記に関わらず、補助事業に係る農業関連施設については、定額法で行っています。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5 年）に基づき定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等法に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。このうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。
すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(2) 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、当事業年度に費用処理しています。また、過去勤務費用については発生はありません。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

J A 事業の利用拡大および組合員加入の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者に対するポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5 年間で均等償却を行っています。

2 表示方法の変更に関する注記

(1) 損益計算書の表示方法

農業協同組合法施行規則の改正に伴い、損益計算書に各事業の収益及び費用を合算し、各事業相互間の内部損益を除去した「事業収益」「事業費用」を損益計算書に表示しています。

3 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 10,045 百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	4,556 百万円	構築物	630 百万円
車両・運搬具	49 百万円	機械装置	4,407 百万円
土地	92 百万円	器具・備品	309 百万円

(2) 担保に供している資産

定期預金 8,000 百万円を為替決済の担保に、定期預金 2 百万円を地方公営企業法施行令第 22 条の 3 第 2 項に基づく担保に供しています。また、建物 185 百万円及び土地 76 百万円を設備借入金 94 百万円の担保に供しています。

(3) 子会社等に対する金銭債権及び金銭債務

子会社等に対する金銭債権の総額	0 百万円
子会社等に対する金銭債務の総額	215 百万円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額	111 百万円
理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務はありません。	

(5) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額ははありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

貸出金のうち、延滞債権額は 416 百万円です。

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 カ月以上延滞債権額ははありません。

なお、3 カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 27 百万円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、443 百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4 損益計算書に関する注記

(1) 子会社等との取引による総額

① 子会社等との取引による収益総額	51 百万円
うち事業取引高	28 百万円
うち事業取引以外の取引高	22 百万円
② 子会社等との取引による費用総額	196 百万円
うち事業取引高	0 百万円
うち事業取引以外の取引高	196 百万円

(2) 減損損失に関する注記

① グループिंगの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグループングを実施した結果、支店（出張所は管轄支店に含む。）については日常の業務や地域的関連を考慮した支店グループごとに、生活関連施設（食品、カーセンター、中央燃料センター、東燃料センター、南燃料センター、ライフサービス、セレモニーサービス）については関連施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグループングの最小単位としています。

本店、生活関連施設の生活店舗、高齢者福祉施設及び農業関連施設の各グループについては、当該施設のキャッシュ・フローのみによる回収を考えておらず、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

② 減損損失を認識した資産または資産グループについての、その用途、種類、場所などの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
旧なおえつ保倉支店	遊 休	建物、構築物
大島旭ライスセンター	遊 休	建物、機械装置、土地
大島旭倉庫	遊 休	建物、土地

③ 減損損失の認識に至った経緯

旧なおえつ保倉支店、大島旭ライスセンター及び大島旭倉庫は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

④ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧なおえつ保倉支店	4,244 千円	(建物 4,023 千円、構築物 221 千円)
大島旭ライスセンター	3,780 千円	(建物 1,375 千円、機械装置 1,382 千円、土地 1,022 千円)
大島旭倉庫	1,235 千円	(建物 345 千円、土地 889 千円)
合計	9,260 千円	(建物 5,744 千円、構築物 221 千円、機械装置 1,382 千円、土地 1,912 千円)

⑤ 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

旧なおえつ保倉支店、大島旭ライスセンター及び大島旭倉庫の回収可能額は正味売却価額を採用しており、その時価は、路線価及び固定資産税評価額（土地）に基づき算定しています。

(3) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法に関する追加情報の注記

(追加情報)

当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業の内部損益を除去した額を記載しております。

5 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。また、設備投資および制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.155%上昇したものと想定した場合には、経済価値が375百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	219,282	219,376	94
有価証券			
その他有価証券	10,383	10,383	-
貸出金(注1)	63,084		
貸倒引当金(注2)	△74		
貸倒引当金控除後	63,010	65,864	2,854
経済受託債権	4,078	4,078	-
資産計	296,754	299,702	2,948
貯金	304,319	304,428	108
負債計	304,319	304,428	108

(注1) 貸出金には、貸借対照表上繰資産に計上している職員厚生貸付金 33 百万円を含めています。

(注2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっており、投資信託については、公表

されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済受託債権

経済受託債権については1年以内に精算されると見込まれることから、貸借対照表計上額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資(注1) 12,695 百万円

(注1) 外部出資のうち、市場価値のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	210,982	8,300	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	600	597	182	100	740	7,679
貸出金(注1、2、3)	5,939	4,136	3,583	3,287	3,014	42,939
経済受託債権	4,078	-	-	-	-	-
合 計	221,600	13,034	3,766	3,387	3,755	50,618

(注1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）704 百万円については、「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、3 カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 88 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 61 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注1)	250,996	28,546	19,347	2,512	1,787	1,128
合 計	250,996	28,546	19,347	2,512	1,787	1,128

(注1) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

① その他有価証券で時価のあるもの

その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

種類	貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	株式	-	-
	受益証券	1,761	1,587
	債券		
	国債	3,141	3,039
	地方債	578	547
	政府保証債	207	199
	金融債	-	-
	社債	2,841	2,810
	小計	8,529	8,186
			343
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	株式	-	-
	受益証券	1,252	1,318
	債券	-	-
	国債	-	-
	地方債	-	-
	政府保証債	-	-
	金融債	-	-
	社債	601	607
小計	1,853	1,926	△72
合計	10,383	10,112	271

なお、上記差額から繰延税金負債 74 百万円を差し引いた額 196 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

該当する事項はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券

(単位: 百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	-	-	-
受益証券	226	13	-
債券			
国債	2,119	16	-
地方債	-	-	-
政府保証債	106	2	-
金融債	-	-	-
社債	100	0	-
合計	2,592	32	-

(4) 当年度中において、保有目的が変更になった有価証券

該当する事項はありません。

7 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,585 百万円
勤務費用	266 百万円
利息費用	6 百万円
数理計算上の差異の発生額	166 百万円
退職給付の支払額	△335 百万円
期末における退職給付債務	5,689 百万円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,229 百万円
期待運用収益	24 百万円
数理計算上の差異の発生額	△1 百万円
特定退職金共済制度への拠出金	198 百万円
退職給付の支払額	△224 百万円
期末における年金資産	3,227 百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5,689 百万円
特定退職金共済制度	△3,227 百万円
未積立退職給付債務	2,462 百万円
貸借対照表計上額純額	2,462 百万円
退職給付引当金	2,462 百万円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	266 百万円
利息費用	6 百万円
期待運用収益	△24 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	168 百万円
合計	416 百万円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	66%
年金保険投資	24%
現金及び預金	6%
その他	4%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.00～0.38% 長期期待運用収益率 0.77%

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 70 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 31 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、878 百万円となっています。

8 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	681 百万円
賞与引当金	48 百万円
固定資産減損損失否認額	39 百万円
未払費用否認額	6 百万円
役員退職慰労引当金	10 百万円
その他	37 百万円
繰延税金資産小計	822 百万円
評価性引当額	△42 百万円
繰延税金資産合計(A)	780 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△74 百万円
繰延税金負債合計(B)	△74 百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	705 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.32%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.08%
住民税均等割等	1.92%
税額控除	△3.81%
評価性引当額の増減	△4.86%
その他	△1.1%
税効果会計適用後の法人税の負担率	17.05%

(追加情報)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日)等を当年度から適用しています。

4 剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和元年度
1 当期末処分剰余金	739	614
2 特別積立金取崩額	-	1,500
3 剰余金処分量	574	1,952
(1) 利益準備金	80	60
(2) 任意積立金	416	1,833
リスク管理積立金	177	1,130
施設整備積立金	-	500
農畜産物販売対策積立金	50	30
地域農業振興積立金	189	173
(3) 出資配当金	77	58
4 次期繰越剰余金	165	161

(注) 1. 出資配当率は次のとおりです。

種 類	令和2年度	令和元年度
出資配当率	1.03%	0.77%

2. 任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

名 称	目 的	目標額	積立基準	取崩基準	令和2年度 積立額	令和元年度 積立額
米穀流通対策 積立金	米の調整保管、 米穀流通対策 を円滑に推進 するため	1億円	—	米調整保管経費、米 消費拡大・流通対策 等に充当する場合	0円 (1億円)	0円 (1億円)
高齢者福祉 積立金	高齢者福祉の 向上、地域社会 に対する貢献 のため	5千万円	—	高齢者福祉施設、高 齢者福祉事業等の支 援に充当する場合	0円 (5千万円)	0円 (5千万円)
高齢者対策 積立金	高齢者対策に 充てる財政基 盤を確立する ため	1億円	—	原則として取崩し しない	0円 (1億円)	0円 (1億円)
リスク管理 積立金	不良債権処理、 会計諸施策の 適用リスク等 に伴う、損失発 生のてん補の ため	50億円	剰余金処分に より積み立て る	不良債権処理、金利 低下による退職給付 債務計算差異が多額 になる等により、そ の年度に発生する費 用が多額である場合	1億7千7百 万円 (20億2千3百 万円)	11億3千万円 (8億9千3百万 円)
施設整備 積立金	施設の整備・改 善及び解体処分 等の多額な費用 発生に備えるた め	10億円	剰余金処分に より積み立て る	施設の整備・改善及 び解体処分等に伴 い、多額な費用を要 する場合	0円 (10億円)	5億円 (5億円)
農畜産物販売 対策積立金	農畜産物の販売 によって生ずる 債権管理や安全 ・安心等に係 るリスクに備え るため	5億円	剰余金処分に より積み立て る	農畜産物の販売によ って生ずる債権管理 や安全・安心等に係 るリスクが発生し、 多額な支払を要す る場合	5千万円 (3億5千万円)	3千万円 (3億2千万円)
地域農業振興 積立金	地域農業の活性 化に向けて組合 員を支援するた め	2億円	剰余金処分に より積み立て る	農業支援プログラ ムの実施および自然 災害等の緊急時の支 援を要する場合	1億8,988万 7千円 (1千11万3 千円)	1億7,393万円 (2千6百7万円)

※令和2年度積立額欄の()内は、令和3年2月末の残高です。

令和元年度積立額欄の()内は、令和2年2月末の残高です。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善の事業の費用に充てるための繰越額が次のとおり含まれています。

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度
営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額	20	15

5 部門別損益計算書

【令和2年度】

(単位：百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	16,205	2,514	1,681	6,269	5,913	53	
事業費用 ②	9,424	528	90	4,636	4,290	106	
事業総利益 ③ (①-②)	6,780	1,986	1,591	1,633	1,623	△53	
事業管理費 ④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤')	6,424 (716) (4,758)	1,824 (83) (1,262)	888 (20) (798)	1,846 (484) (1,140)	1,472 (116) (1,208)	392 (10) (348)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦')		435 (40) (160)	122 (10) (45)	289 (6) (179)	194 (5) (118)	39 (0) (25)	△1,081 (△64) (△529)
事業利益 ⑧ (③-④)	356	162	702	△213	150	△445	
事業外収益 ⑨	280	79	22	105	61	11	
※うち共通分 ⑩		78	22	83	54	11	△251
事業外費用 ⑪	34	9	2	10	10	1	
※うち共通分 ⑫		9	2	10	6	1	△29
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	603	232	722	△117	201	△434	
特別利益 ⑭	21	0	0	20	0	0	
※うち共通分 ⑮		0	0	0	0	0	△1
特別損失 ⑯	113	24	7	59	18	3	
※うち共通分 ⑰		24	7	27	18	3	△81
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	511	208	715	△156	183	△438	
営農指導事業分配額 ⑲		77	58	219	83	△438	
営農指導事業分配額後税引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	511	130	657	△376	100		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割 + 人件費を除く事業管理費割) の平均値に基づき配賦

(2) 営農指導事業

(人頭割 + 事業総利益割) の平均値に基づき 50%を農業関連事業に配賦、残額 50%を農業関連以外に配賦

2. 配賦割合

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	40.30%	11.30%	26.75%	17.96%	3.69%	100.00%
営農指導事業	17.75%	13.24%	50.00%	19.01%		100.00%

3. 部門別の資産

(単位：百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連・生活その他 営農指導事業 合計	共通資産
事業別の総資産	339,923	305,146	1	7,028	27,747
総資産(共通資産配分後) (うち固定資産)	339,923 (12,046)	316,328 (4,854)	3,136 (1,361)	20,457 (5,830)	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準は上記共通管理費等配賦割合に準じています。

【令和元年度】

(単位：百万円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益 ①	17,491	2,559	1,818	6,285	7,074	82	
事業費用 ②	10,424	315	93	4,755	5,385	203	
事業総利益 ③ (①-②)	7,066	2,244	1,725	1,529	1,689	△121	
事業管理費 ④ (うち減価償却費⑤) (うち人件費⑤')	6,909 (791) (5,147)	2,000 (94) (1,388)	937 (22) (838)	1,948 (535) (1,222)	1,492 (125) (1,223)	531 (14) (474)	
※うち共通管理費⑥ (うち減価償却費⑦) (うち人件費⑦')		479 (46) (164)	127 (11) (44)	327 (8) (178)	217 (6) (116)	53 (1) (29)	△1,206 (△75) (△533)
事業利益 ⑧ (③-④)	156	244	787	△419	197	△653	
事業外収益 ⑨	282	80	21	110	56	14	
※うち共通分 ⑩		80	21	82	53	13	△251
事業外費用 ⑪	21	6	1	7	4	1	
※うち共通分 ⑫		6	1	7	4	1	△21
経常利益 ⑬ (⑧+⑨-⑪)	417	318	807	△316	248	△640	
特別利益 ⑭	42	5	1	31	3	0	
※うち共通分 ⑮		5	1	5	3	0	△16
特別損失 ⑯	106	21	5	52	23	3	
※うち共通分 ⑰		21	5	22	14	3	△68
税引前当期利益 ⑱ (⑬+⑭-⑯)	353	301	803	△337	228	△643	
営農指導事業分配賦額 ⑲		117	83	321	120	△643	
営農指導事業分配賦後税 引前当期利益 ⑳ (⑱-⑲)	353	184	719	△658	107		

※ ⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

(注)

1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等

(人頭割 + 人件費を除く事業管理費割) の平均値に基づき配賦

(2) 営農指導事業

(人頭割 + 事業総利益割) の平均値に基づき 50%を農業関連事業に配賦、残額 50%を農業関連以外に配賦

2. 配賦割合

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	39.78%	10.53%	27.17%	18.05%	4.47%	100.00%
営農指導事業	18.25%	12.97%	50.00%	18.78%		100.00%

3. 部門別の資産

(単位：百万円)

区 分	計	信用 事業	共済 事業	農業関連・生活その他 営農指導事業 合計	共通資産
事業別の総資産	330,355	295,750	1	6,282	28,322
総資産(共通資産配分後) (うち固定資産)	330,355 (12,579)	307,016 (5,153)	2,983 (1,330)	20,356 (6,096)	

(注) 共通資産の他部門への配賦基準は上記共通管理費等配賦割合に準じています。

II 損益の状況

経営資料

1 直近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項 目	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益(事業収益)	19,545	19,500	18,975	17,818	16,433
信用事業収益	2,882	2,877	2,698	2,559	2,514
共済事業収益	2,074	2,036	1,968	1,818	1,681
農業関連事業収益	6,335	6,322	6,418	6,285	6,269
生活その他事業収益	8,160	8,167	7,813	7,074	5,913
営農指導事業収入	92	96	78	82	53
経常利益	259	315	414	417	603
当期剰余金	256	265	249	293	388
出資金	8,023	7,920	7,798	7,702	7,611
出資口数(口)	8,023,500	7,920,499	7,798,325	7,702,875	7,611,111
純資産額	18,534	18,511	18,518	18,720	18,617
総資産額	321,350	328,080	328,620	330,355	339,923
貯金残高	293,673	300,564	302,453	304,319	314,411
貸出金残高	59,588	60,905	61,523	63,051	63,807
有価証券残高	15,904	11,649	9,883	10,383	11,388
剰余金配当金額	50	52	49	58	77
出資配当額	50	52	49	58	77
事業利用分量配当額	-	-	-	-	-
職員数(人)	1,218	1,187	1,124	1,066	1,018
単体自己資本比率	16.42%	15.65%	15.06%	14.32%	14.30%

(注) 1. 経常収益は、各事業収益の合計額を表しています。

2. 当期剰余金は、銀行などの当期利益に相当するものです。

3. 信託業務の取り扱いはありません。

4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成27年金融庁・農水省告示第7号)に基づき算出しております。

2 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
資金運用収支	2,232	2,250	△18
役務取引等収支	85	88	△3
その他信用事業収支	△260	△94	△116
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	1,986 (0.67)	2,244 (0.77)	△258
事業粗利益 (事業粗利益率)	7,270 (2.01)	6,994 (1.99)	△214
事業純益	830		

実質事業純益	830		
コア事業純益	881		
コア事業純益 (投資信託解約損益 を除く。)	916		

3 資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度			令和元年度		
	平均残高	利息	利回	平均残高	利息	利回
資金運用勘定	296,973	2,081	0.70%	289,553	2,137	0.74
うち預金	223,245	1,352	0.61%	217,702	1,340	0.62
うち有価証券	10,916	50	0.46%	8,955	82	0.92
うち貸出金	62,812	679	1.08%	62,896	715	1.14
資金調達勘定	309,165	80	0.03%	300,546	112	0.04
うち貯金・定期積金	308,231	76	0.02%	299,498	108	0.04
うち譲渡性貯金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	934	4	0.43%	1,048	4	0.38
総資金利ざや	-	-	0.20%	-	-	0.19

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回＋経費率）
 2. 資金運用勘定の利息欄の預金には信連からの奨励金が含まれています。

4 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和2年度増減額	令和元年度増減額
受取利息	△56	△98
うち預金	11	△27
うち有価証券	△32	△41
うち貸出金	△35	△28
支払利息	△33	△26
うち貯金・定期積金	△33	△26
うち譲渡性貯金	-	-
うち借入金	△0	△0
差引	△22	△71

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 受取利息の預金には、信連からの奨励金が含まれています。

経営資料

Ⅲ 事業の概況

1 信用事業取扱実績

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度		令和元年度		増 減
流動性貯金	119,397	(38.74)	109,154	(36.45)	10,243
定期性貯金	188,784	(61.25)	190,288	(63.54)	△1,504
その他の貯金	50	(0.01)	56	(0.01)	△6
計	308,231	(100.00)	299,498	(100.00)	8,733
譲渡性貯金	-		-		
合 計	308,231	(100.00)	299,498	(100.00)	8,733

- (注) 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
定期貯金	177,574 (100.00)	180,657 (100.00)	△3,083
うち固定金利定期	177,543 (99.98)	180,613 (99.98)	△3,070
うち変動金利定期	31 (0.02)	43 (0.02)	△12

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
手形貸付	248 (0.39)	375 (0.60)	△127
証書貸付	53,483 (85.15)	54,855 (87.21)	△1,372
当座貸越	999 (1.59)	1,000 (1.59)	△1
割引手形	- (-)	- (-)	
金融機関貸付	8,083 (12.87)	6,668 (10.60)	1,415
合 計	62,813 (100.00)	62,897 (100.00)	△84

- (注) () 内は構成比です。

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
固定金利貸出	52,859 (82.84)	51,857 (82.25)	1,002
変動金利貸出	9,773 (15.32)	9,979 (15.83)	△206
その他	1,173 (1.84)	1,213 (1.92)	△40
合 計	63,807 (100.00)	63,051 (100.00)	756

- (注) 1. その他は、当座貸越、無利息など固定・変動の区分がないものです。
 2. () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
貯金・定期積金等	1,667	2,099	△431
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	353	420	△66
その他担保物	2,360	2,517	△156
小 計	4,380	5,036	△654
農業信用基金協会保証	37,227	38,245	△1,017
その他保証	7,158	6,537	621
小 計	44,385	44,782	△397
信用	15,039	13,232	1,807
合 計	63,807	63,051	756

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
貯金・定期積金等	-	-	-
有価証券	-	-	-

動産	-	-	-
不動産	-	-	-
その他担保物	-	-	-
小 計	-	-	-
信用	-	-	-
合 計	-	-	-

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
設備資金	48,148 (75.46)	49,228 (77.80)	△1,080
運転資金	15,659 (24.54)	13,823 (22.20)	1,836
合 計	63,807 (100.00)	63,051 (100.00)	756

(注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
農業	1,571 (2.46)	1,468 (2.33)	103
林業	- (-)	- (-)	-
水産業	- (-)	- (-)	-
製造業	- (-)	6 (0.01)	△6
鉱業	- (-)	- (-)	-
建設・不動産業	2,734 (4.28)	3,050 (4.84)	△316
電気・ガス・熱供給水道業	- (-)	- (-)	-
運輸・通信業	- (-)	- (-)	-
金融・保険業	10,056 (15.76)	7,560 (11.99)	2,496
卸売・小売・サービス業・飲食業	1,502 (2.35)	1,813 (2.88)	△311
地方公共団体	4,467 (7.00)	5,033 (7.98)	△566
非営利法人	- (-)	- (-)	-
その他	- (-)	- (-)	-
小 計	20,330 (31.86)	18,930 (30.03)	1,400
個人計	43,477 (68.14)	44,121 (69.97)	△644
合 計	63,807 (100.00)	63,051 (100.00)	756

(注) () 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
農業	3,367	3,171	196
穀作	1,942	1,873	69
野菜・園芸	20	11	9
果樹・樹園農業	4	4	0
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	30	44	△14
養鶏・養卵	8	11	△3
養蚕	-	-	-
その他農業	1,363	1,228	135
農業関連団体等	-	-	-
合 計	3,367	3,171	196

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高で

す。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置付けられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
プロパー資金	1,912	1,748	164
農業制度資金	1,455	1,423	32
農業近代化資金	585	461	124
その他制度資金	870	962	△92
合 計	3,367	3,171	196

(注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）などが該当します。

〔受託貸付金〕

該当する取引はありません。

⑧ リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
破綻先債権額	-	-	-
延滞債権額	354	416	△62
3ヵ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	23	27	△4
合 計	378	443	△65

(注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

⑨ 金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担保	保証	引当	合計
破綻更生債権 およびこれら に準ずる債権	令和2年度	70	10	19	11	41
	令和元年度	83	6	19	14	41

危険債権	令和2年度	285	28	234	12	275
	令和元年度	333	44	260	19	324
要管理債権	令和2年度	23	-	1	2	4
	令和元年度	27	0	1	5	6
小計	令和2年度	379	39	254	27	321
	令和元年度	443	51	282	39	372
正常債権	令和2年度	63,500				
	令和元年度	62,679				
合計	令和2年度	63,879				
	令和元年度	63,122				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。

なお、当JAは同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

1. 破産更生債権およびこれらに準ずる債権

法的破綻などによる経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権

2. 危険債権

経営破綻の状況にはないが、財政状況の悪化などにより元本および利息の回収ができない可能性の高い債権

3. 要管理債権

3ヵ月以上延滞貸出債権および貸出条件緩和貸出債権

4. 正常債権

上記以外の債権

⑩ 元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

※ 開示債権と自己査定の特典図

＜自己査定債務者区分＞			＜金融再生法債権区分＞			＜リスク管理債権＞		
信用事業総与信		信用事業 以外 の 与 信	信用事業総与信		信用事業 以外 の 与 信	信用事業総与信		信用事業 以外 の 与 信
貸出金	その他の 債権		貸出金	その他の 債権		貸出金	その他の 債権	
破綻先			破産更正債権および これらに準ずる債権			破綻先債権		
実質破綻先			危険債権			延滞債権		
破綻懸念先						3ヵ月以上延滞債 権		
要注意先	要管理先		要管理債権			貸出条件緩和と債 権		
	その他の要注意先							
	正常先			正常先				

破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先

法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが不明な状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先

現状、経営破綻の状況にないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（金融機関等の支援継続中の債務者を含む。）

要管理先

要注意先の債務者のうち当該債務者の債権の全部又は一部が次に掲げる債権に該当する債務者

1 3ヵ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3ヵ月以上延滞している貸出債権

2 貸出条件緩和債権

経済的困難に陥った債務者の債権又は支援をはかり、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出債権

その他の要注意先

要管理先以外の要注意先に属する債務者

正常先

業況が良好であり、かつ、財務内容につき特段の問題がないと認められる債務者

破綻更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続などの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権

危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取が出来ない可能性の高い債権

要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金

正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権

破綻先債権

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じているものをいう。

延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権に掲げるもの及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外のものをいう。

3ヵ月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権に掲げるものを除く。）をいう。

貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に掲げるものを除く。）をいう。

⑪ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度					令和元年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	41	39	-	41	39	187	41	-	187	41
個別貸倒引当金	46	32	0	46	32	65	46	3	61	46
合 計	87	72	0	87	72	252	87	3	248	87

⑫ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和元年度
貸出金償却額	-	-

(3) 内国為替取扱実績

(単位：千件、百万円)

種 類		令和2年度		令和元年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	85	516	89	488
	金 額	42,454	96,715	51,834	86,107
代金取立為替	件 数	-	-	-	-
	金 額	24	7	9	27
雑為替	件 数	4	2	4	2
	金 額	6,850	146	9,229	2,161
合 計	件 数	89	518	93	490
	金 額	49,329	96,868	61,072	88,296

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
国債	3,613	2,000	1,613
地方債	666	792	△126
政府保証債	103	611	△508
金融債	-	-	-
社債	4,032	2,880	1,152
株式	-	-	-
その他の証券	2,528	2,712	△184
合 計	10,944	8,997	1,947

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

② 商品有価証券種類別平均残高
該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超	期間の定め のないもの	合 計
令和2年度						
国債	-	-	325	3,810	-	4,135
地方債	-	-	-	748	-	748
政府保証債	-	-	-	101	-	101
金融債	-	-	-	-	-	-
社債	-	101	806	3,219	-	4,128
株式	-	-	-	-	-	-
その他の証券	108	-	223	1,927	29	2,289
令和元年度						
国債	400	304	110	2,325	-	3,141
地方債	-	-	-	578	-	578
政府保証債	100	-	-	107	-	207
金融債	-	-	-	-	-	-
社債	100	-	509	2,832	-	3,442
株式	-	-	-	-	-	-
その他の証券	-	480	240	2,079	213	3,013

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

【売買目的有価証券】

該当する取引はありません。

【満期目的有価証券】

該当する取引はありません。

【その他有価証券】

(単位：百万円)

種 類		令和2年度			令和元年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差 額
貸借対照表 計上額が取 得価額又は 償却原価を 超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	受益証券	856	812	44	1,761	1,587	173
	債券						
	国債	663	627	36	3,141	3,039	101
	地方債	553	544	9	578	547	30
	政府保証債	101	99	1	207	199	7
	金融債	-	-	-	-	-	-
	社債	2,833	2,812	21	2,841	2,810	30
	小計	5,009	4,896	112	8,529	8,186	343
貸借対照表 計上額が取 得価額又は 償却原価を 超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	受益証券	1,417	1,516	△98	1,252	1,318	△66
	債券						
	国債	3,472	3,603	△131	-	-	-
	地方債	194	200	△5	-	-	-
	政府保証債	-	-	-	-	-	-
	金融債	-	-	-	-	-	-
	社債	1,294	1,305	△11	601	607	△5
	小計	6,378	6,625	△246	1,853	1,926	△72
合 計		11,388	11,521	△133	10,383	10,112	271

② 金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2 共済事業取扱実績

(1) 長期共済新契約高・長期共済保有高

(単位：百万円)

種 類		令和2年度		令和元年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命総合共済	終身共済	6,432	287,406	6,467	303,525
	定期生命共済	1,255	5,157	1,594	4,137
	養老生命共済	789	93,002	1,177	106,337
	うち こども共済	603	29,915	816	32,503
	医療共済	28	12,428	32	13,760
	がん共済		1,208		1,254
	定期医療共済		1,632		1,703
	介護共済	520	3,690	315	3,245
	年金共済		35		40
建物更生共済		56,836	502,073	70,600	514,401
合 計		65,863	906,634	80,187	948,405

(注) 金額は、保障金額（がん共済はがん死亡共済金額、医療共済及び定期医療共済は死亡給付金額（付加された定期特約金額等を含む）、年金共済は付加された定期特約金額）を表示しています。

(2) 医療系共済の入院共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度		令和元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済	5	134	6	134
がん共済	1	34	2	33
定期医療共済	-	5	-	5
合 計	7	174	8	173

(注) 金額は、入院共済金額を表示しています。

(3) 介護共済・生活障害共済・特定重度疾病共済の共済金額保有高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度		令和元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済	631	6,275	445	5,841
生活障害共済（一時金型）	2,414	4,798	2,055	2,499
生活障害共済（定期年金型）	73	164	41	95
特定重度疾病共済	562	558		

(注) 金額は、介護共済は介護共済金額、生活障害共済は生活障害共済金額又は生活障害年金額、特定重度疾病共済は特定重度疾病共済金額を表示しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度		令和元年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	737	4,578	847	4,057
年金開始後		1,893		1,884
合 計	737	6,472	847	5,942

(注) 金額は、年金年額（利率変動型年金にあっては、最低保証年金額）を表示しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度		令和元年度	
	金 額	掛 金	金 額	掛 金
火災共済	81,719	77	83,761	79
自動車共済		1,288		1,311
傷害共済	68,272	64	156,791	69
団体定期生命共済	-	-	-	-
定額定期生命共済	32	0	32	0
賠償責任共済		2		2
自賠責共済		132		161
合 計		1,565		1,625

(注) 1. 金額は、保障金額を表示しています。

2. 自動車共済、賠償責任共済、自賠責共済は掛金総額です。

3 農業関連事業取扱実績

(1) 買取購買品（生産資材）取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和2年度		令和元年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
肥料	935	174	950	178
農薬	811	133	842	128
飼料	47	2	61	2
農業機械	920	152	784	131
自動車（2輪除く）	965	133	1,125	151
燃料	1,555	372	1,968	482
その他	598	113	637	119
合 計	5,834	1,083	6,371	1,194

(2) 販売事業取扱実績

①受託販売品（取扱高）

（単位：百万円）

種 類		令和2年度		令和元年度	
		取扱高	手数料	取扱高	手数料
米	J A米・一般米	8,150	305	7,317	274
	加工用米	511	27	453	22
	その他	508	28	496	31
米以外 畜産物	麦・豆・雑穀	192	2	138	4
	野菜	325	8	351	9
	果実	2	0	6	0
	花卉・花木	4	0	5	0
	生乳	140	1	150	1
	牛	182	1	185	1
	豚	3	0	18	0
	特産物	-	-	-	-
	その他（農産物直売所）	546	84	548	85
	合 計	10,566	460	9,672	432

②買取販売品（販売高）

（単位：百万円）

種 類	令和2年度 販売高	令和元年度 販売高
直売所（複合直売所含む）	322	353
その他	6	8
合 計	328	362

(3) 保管事業取扱実績

（単位：百万円）

項 目	令和2年度	令和元年度
収益	保管料	229
	荷役料	-
	その他	32
	合 計	261
費用	倉庫材料費	18
	倉庫労務費	-
	その他の費用	51
	合 計	69

(4) 利用事業（生産施設）取扱実績

（単位：百万円）

種 類	令和2年度	令和元年度
収益	育苗センター	158
	カントリーエレベーター	432
	ライスセンター	139
	シード（種粃）センター	31
	その他	94
	合 計	856
費用	育苗センター	127
	カントリーエレベーター	194
	ライスセンター	91
	シード（種粃）センター	21
	その他	81
	合 計	516

(5) 加工事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和2年度	令和元年度
収益	餅	133	130
	漬物	0	1
	食糧米	254	289
	贈答品	-	-
	味噌	3	6
	委託	7	7
	その他	3	5
	合 計	403	442
費用	餅	120	124
	漬物	0	1
	食糧米	209	234
	贈答品	-	-
	味噌	2	6
	委託	0	0
	その他	2	4
	合 計	335	371

4 生活その他事業取扱実績

(1) 買取購買品（生活物資）取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和2年度		令和元年度	
	供給高	手数料	供給高	手数料
食品	407	91	517	111
耐久消費財	111	21	114	20
日用保健雑貨	-	-	-	-
家庭燃料	966	423	814	169
その他	57	6	71	8
合 計	1,543	542	1,518	309

(2) 利用事業（生活施設）取扱実績

(単位：百万円)

種 類	令和2年度		令和元年度	
	取扱高	手数料	取扱高	手数料
葬祭施設	1,136		1,706	

(3) 福祉事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和2年度	令和元年度
収益	福祉受託料	47	47
	福祉手数料	-	-
	福祉雑収入	0	0
	合 計	47	47
費用	福祉労務費	17	17
	福祉雑費	15	16
	合 計	33	33

(4) 介護事業取扱実績

(単位：百万円)

項 目		令和2年度	令和元年度
収益	訪問介護	-	10
	地域密着型介護	219	209
	通所介護	92	94
	福祉用具貸与	24	32
	居宅介護支援	10	16
	福祉用具供給高	11	7
	その他介護	0	0
合 計		357	371
費用	介護労務費	183	197
	介護消耗備品費	28	31
	福祉用具受入高	9	6
	介護雑費	57	65
	合 計	279	300

5 指導事業実績

(単位：百万円)

項 目		令和2年度	令和元年度
収入	賦課金	42	69
	指導補助金	1	2
	実費収入	9	10
	合 計	53	82
支出	営農改善費	61	63
	生活改善費	3	6
	教育情報費	20	27
	組織活動費	54	105
	合 計	140	203

IV 経営諸指標

経営資料

1 利益率

(単位：%)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
総資産経常利益率	0.17	0.12	0.05
資本経常利益率	3.25	2.27	0.98
総資産当期純利益率	0.11	0.08	0.03
資本当期純利益率	2.09	1.59	0.50

- (注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和 2 年度	令和元年度	増 減
貯貸率	期 末	20.29	20.72	△0.43
	期中平均	20.38	21.00	△0.62
貯証率	期 末	3.62	3.41	0.21
	期中平均	3.55	3.00	0.55

- (注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高／100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

3 その他経営諸指標

(単位：百万円)

項 目		令和2年度	令和元年度
信用事業	一職員当たり貯金残高	2,465	2,169
	一店舗当たり貯金残高	12,092	11,704
	一職員当たり貸出金残高	1,285	1,220
	一店舗当たり貸出金残高	2,454	2,425
共済事業	一職員当たり長期共済保有高	6,337	6,554
	一店舗当たり長期共済保有高	34,870	36,477
経済事業	一職員当たり買取購買品取扱高	30	32
	一店舗当たり買取購買品取扱高	237	254
販売事業	一職員当たり受託販売品取扱高	106	88

(注) 1. 職員数は、下記のとおりです。(単位：人)

項 目	令和2年度	令和元年度
信用事業（貯金）	127.53	140.30
信用事業（貸出）	49.62	51.65
共済事業	143.05	144.70
経済事業（購買品）	239.65	245.70
販売事業（販売品）	99.10	108.90

2. 信用・共済事業店舗数は、令和2年度、令和元年度ともに26店舗（本店・24支店・1出張所）です。

経済事業店舗数は、令和2年度、令和元年度ともに31店舗（資材店舗・農機センター・カーセンター・給油所・Aコープ等）です。

経営資料

V 自己資本の充実の状況

1 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和元年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	18,673	18,466
うち、出資金及び資本準備金の額	7,611	7,702
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	11,205	10,876
うち、外部流出予定額（△）	77	58
うち、上記以外に該当するものの額	△65	△54
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	39	41
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	39	41
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-

うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	18,713	18,507
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	24	30
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	24	30
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	24	30
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)	18,688	18,477
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	116,722	114,847
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△6,050	△6,050
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△6,050	△6,050
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	13,928	14,112

信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	130,650	128,959
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	14.30%	14.32%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 27 年金融庁・農水省告示第 7 号) に基づき算出しています。
2. 当 J A は、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。
3. 当 J A が有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和 2 年度			令和元年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセ ット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセ ット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
	現金	1,507	-	-	1,694	-	-
	我が国の中央政府及び中 央銀行向け	4,239	-	-	3,050	-	-
	外国の中央政府及び中央 銀行向け	-	-	-	-	-	-
	国際決済銀行向け	-	-	-	-	-	-
	我が国の地方公共団体向 け	5,216	-	-	5,587	-	-
	外国の中央政府等以外の 公営機関向け	-	-	-	-	-	-
	国際清算銀行向け	-	-	-	-	-	-
	地方公共団体金融機関向 け	-	-	-	100	-	-
	我が国の政府関係機関向 け	99	-	-	99	-	-
	地方公共団体向け	-	-	-	-	-	-
	金融機関及び第一種金融 商品取扱業者向け	234,358	46,871	1,874	224,164	44,832	1,793
	法人等向け	5,053	2,817	112	4,450	2,366	94
	中小企業等向け及び個人 向け	8,553	5,442	217	8,283	5,101	204
	住宅ローン	195	64	2	229	76	3
	不動産取得等事業向け	2,183	2,132	85	2,356	2,305	92
	三月以上延滞等	8	11	0	35	51	2
	取立未済手形	46	9	0	28	5	0
	信用保証協会等保証付	37,259	3,664	146	38,272	3,760	150
	株式会社地産経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
	共済機構貸付	-	-	-	-	-	-

	出資等	2478	2478	99	2486	2486	99
	(うち出資等のエクスポージャー)	2478	2478	99	2486	2486	99
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	上記以外	36492	58948	2357	36425	58974	2358
	(うち他の金融機関等の対等資本等調達手段のうち対等普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	-	-	-	4033	10083	403
	(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対等普通出資等に係るエクスポージャー)	14242	35606	1424	10209	25523	1,020
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	727	1,819	72	791	1,979	79
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
	(うち上記以外のエクスポージャー)	21,521	21,521	860	21,390	21,388	855
	証券化	-	-	-	-	-	-
	(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
	(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
	再証券化	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	2379	331	13	2906	937	37
	(うちレックスレー方式)	2379	331	13	2909	937	37
	(うちマウント方式)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
	(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
	(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
	総貸付によりリスク・アセットの額に算入とされるものの額	-	-	-	-	-	-
	他の金融機関等の対等資本調達手段に係るエクスポージャー	-	6050	242	-	6050	242

	ボーチャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)						
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-	-	-	-
	CVAリスク相当額: 8%	-	-	-	-	-	-
	中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		340072	116722	4668	330170	114847	4593
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a		所要自己資本額 b=a×4%	
		13928		567		14,112	
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%		リスク・アセット等(分母)計 a		所要自己資本額 b=a×4%	
		130,650		5,226		128,959	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入とされるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
- ＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

÷8%

3 信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当JAでは、自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

① 格付等の使用

リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

【適合格付機関】

- 株式会社格付投資情報センター(R & I)
- 株式会社日本格付研究所(J C R)
- ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク(M o o d y's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)
- フィッチレーティングスリミテッド(F i t c h)

※リスク・ウェイトとは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

② リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは主に以下のとおりです。

エクスポートジャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポートジャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポートジャー (長期)	R&I、Moody's、JCR、 S&P、Fitch	
法人等向けエクスポートジャー (短期)	R&I、Moody's、JCR、 S&P、Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポートジャー（地域別・業種別・残存期間別）および三月以上延滞エクスポートジャーの期末残高
(単位:百万円)

区 分	令和2年度				令和元年度			
	信用リスクに関するエクスポートジャーの残高	うち 貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポートジャー	信用リスクに関するエクスポートジャーの残高	うち 貸出金等	うち債券	三月以上延滞エクスポートジャー
法人	農業	681	681	-	616	616	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	24	24	-	28	28	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	221	21	200	221	21	200	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	2,614	-	2,614	1,811	-	1,811	-
	運輸・通信業	910	-	910	912	-	912	-
	金融・保険業	238,693	10,043	301	228,599	7,540	502	-
	卸売・小売・飲食・ サービス業	1,186	986	200	1,444	1,244	200	-
	日本国政府・ 地方公共団体	9,459	4,475	4,984	8,637	5,038	3,598	-
	上記以外	851	851	-	844	844	-	-
	個人	46,823	46,814	-	47,833	47,821	-	51
	その他	36,258	-	-	36,359	-	-	2
業種別残高計		337,725	63,898	9,211	327,310	63,156	7,225	53
残存期間別残高計	1年以下	229,599	1,250	-	214,379	1,555	603	-
	1年超3年以下	1,507	1,405	101	10,403	1,766	301	-
	3年超5年以下	3,675	2,553	1,122	3,077	2,460	617	-
	5年超7年以下	4,176	3,160	1,016	3,549	2,730	818	-
	7年超10年以下	7,498	5,081	2,417	8,238	6,116	2,122	-
	10年超	54,161	49,608	4,552	50,348	47,585	2,762	-
	期限の定めのないもの	37,105	838	-	37,312	941	-	-
残存期間別残高計		337,725	63,898	9,211	327,310	63,156	7,225	-

- (注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っており、地域別の区分は省略しています。
2. 信用リスクに関するエクスポートジャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーに該当するもの、証券化エクスポートジャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
4. 「三月以上延滞エクスポートジャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートジャーをいいます。
5. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

(3) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位: 百万円)

区 分	令和2年度					令和元年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	41	39	-	41	39	187	41	-	187	41
個別貸倒引当金	46	32	0	46	32	65	46	3	61	46

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位: 百万円)

区 分	令和2年度						令和元年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	-	-	0	-	0	0	-	0	0	-
	上記以外	3	-	-	2	0	3	3	-	3	3	-
個人	43	32	0	44	31	-	62	43	3	58	43	-
業種別計	46	32	0	46	32	-	65	46	3	61	46	-

(注) 当JAでは国内に限られたエリアで事業活動を行っており、地域別の区分は省略しています。

(5) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位: 百万円)

		令和2年度			令和元年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	-	10,036	10,036	-	13,455	13,455
	リスク・ウェイト 2%	-	24,823	24	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	36,640	36,640	-	37,605	37,605
	リスク・ウェイト 20%	-	234,405	234,405	-	224,547	224,547
	リスク・ウェイト 35%	-	6,848	6,848	-	235	235
	リスク・ウェイト 50%	2,618	-	2,618	1,920	497	2,417
	リスク・ウェイト 75%	-	2,132	2,132	-	6,394	6,394
	リスク・ウェイト 100%	1,508	30,165	31,674	1,405	30,213	31,619
	リスク・ウェイト 150%	16	7	24	-	35	35
	リスク・ウェイト 200%	-	10,209	10,209			
	リスク・ウェイト 250%	-	10,937	10,937	-	11,000	11,000
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 1250%		-	-	-	-	-	-
計		4,143	341,407	345,551	3,326	323,984	327,310

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。

3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府など、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自組合貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和元年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	100
我が国の政府関係機関向け	-	99	-	99
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向けおよび第一種金融 商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	35	-	50	-
中小企業等向けおよび個人向け	127	902	171	873
抵当権住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	0
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-
合 計	162	1,002	221	1,074

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

- 3.「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
- 4.「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

- (1) 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳
【令和2年度】、【令和元年度】ともに、該当する取引はありません。
- (2) 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ
【令和2年度】、【令和元年度】ともに、該当する取引はありません。
- (3) 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ
【令和2年度】、【令和元年度】ともに、該当する取引はありません。

6 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

- (1) 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要
「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。
- ①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析のほか、毎月定期的な連絡会議を行うなど適切な業況把握に努めています。
- ②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。
- ③系統出資については、会員としての総会などへの参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会などの財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。
- なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更などがあれば、注記表にその旨記載することとしています。

- (2) 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和2年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	2,478	2,478	2,486	2,486
合 計	2,478	2,478	2,486	2,486

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位: 百万円)

令和2年度			令和元年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	-	-	-	-

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等) (単位: 百万円)

令和2年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

評価益・評価損ともに発生していません。

8 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位: 百万円)

	令和2年度	令和元年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	2,379	2,906
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	-	-

9 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク (IRRBB) については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量 (ΔEVE) については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック (通貨ごとに異なるショック幅) を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.22 年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
 $\Delta E V E$ の前事業年度末からの変動要因は、有価証券の金利リスク量増加、及び貯金の金利リスク量減少によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてV a Rで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点
特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,550	2,497	227	-
2	下方パラレルシフト	-	-	-	-
3	スティーブ化	2,794	2,560		
4	フラット化	0	310		
5	短期金利上昇	72	74		
6	短期金利低下	68	221		
7	最大値	2,794	2,560	227	-
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	18,688		18,477	

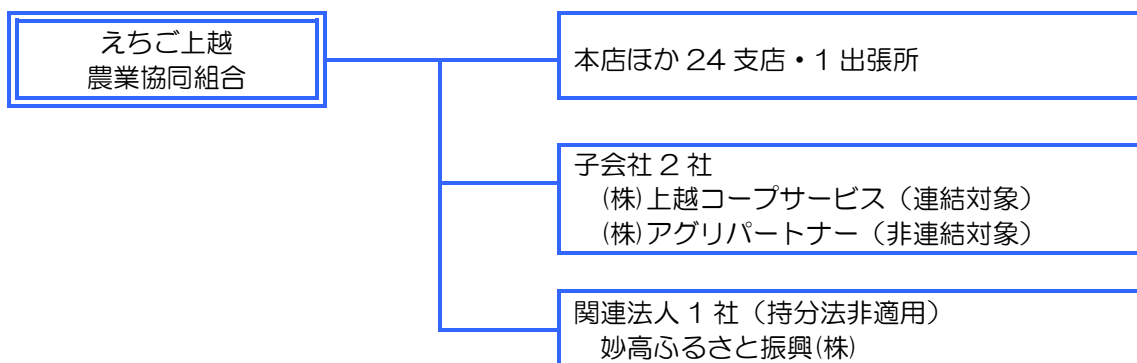
VI 連結情報

1 グループの概況

(1) グループの事業系統図

J A えちご上越のグループは、当 J A、子会社 2 社、関連法人等 1 社で構成されています。このうち、当年度および前年度において連結自己資本比率を算出する対象となる連結子会社は 1 社です。

なお、連結自己資本比率を算出する対象となる連結グループと、連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社と、相違はありません。



(2) 子会社等の状況

名 称	株式会社 上越コープサービス	株式会社 アグリパートナー
主たる営業所または事務所の所在地	新潟県上越市平成町 564 番地	新潟県上越市藤巻 5 番 30 号
事業の内容	1. 電気工事業 2. 不動産賃貸業 3. 総合リース業 4. 管工事業 5. 水道施設工事業 6. 建築工事業	1. 土地利用型の農業経営 2. 農作業の代行、請負、委託 3. 農産物の加工ならびに販売 4. 農業機械、施設の利用貸付
設立年月日	平成 5 年 9 月 1 日	平成 19 年 1 月 31 日
資本金または出資金	2,000 万円	310 万円
当 J A の議決権比率 (保有議決権数／総議決権数)	100.00% (400／400)	96.77% (60／62)
他の子会社等の議決権比率	100.00%	96.77%

(3) 連結事業概況

① 事業の概況

令和 2 年度における当 J A の連結決算は、「株式会社 上越コープサービス」1 社を連結しています。

連結決算の内容は、連結事業利益 3 億 6 千 9 百万円、税金等調整前当期利益 5 億 2 千 9 百万円、連結当期剰余金 3 億 9 千 5 百万円となりました。連結自己資本比率は 14.39%（前年度末 14.43%）となっており、経営の健全性を維持・確保することができました。

② 連結子会社の事業概況

株式会社 上越コープサービス

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大による未曾有の事態により、企業収益の悪化・個人消費の減退などを受け、日本経済は厳しい環境が続きました。

電気・建設業界においては、コロナ禍を反映し設備投資の先送りやコスト削減、「ヒト・モノ」の移動制限による流通への支障が生じました。施行面では景気の低迷という環境下ではありましたが、感染予防を徹底し、利益率の向上や工事施工の効率化に取り組み続けたことが成果を上げ、税引前当期純利益は、29 百万円（計画対比 98.9%）を計上しました。

③ 連結グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等

該当ありません。

(4) 直近 5 年間の連結事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円)

項 目	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	令和 2 年度
連結経常収益(事業収益)	19,833	19,696	19,199	18,144	16,799
信用事業収益	2,881	2,877	2,698	2,559	2,514
共済事業収益	2,073	2,035	1,967	1,818	1,681
農業関連事業収益	6,626	6,322	6,418	6,285	6,269
生活その他事業収益	8,160	8,364	8,038	7,400	6,282
営農指導事業収入	92	96	78	82	53
連結経常利益	239	286	419	396	605
連結当期剰余金	250	264	258	288	395
連結純資産額	18,625	18,602	18,618	18,816	18,722
連結総資産額	321,376	328,123	328,648	330,323	339,951
連結自己資本比率	16.54%	15.75%	15.17%	14.43%	14.39%

(注)「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 27 年金融庁・農水省告示第 7 号)に基づき算出しております。

(5) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

資 産			負債及び資本		
科 目	令和2年度 (令和3年2月28日)	令和元年度 (令和2年2月29日)	科 目	令和2年度 (令和3年2月28日)	令和元年度 (令和2年2月29日)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1. 信用事業資産	305,147	295,770	1. 信用事業負債	315,993	305,664
(1)現金及び預金	228,548	220,997	(1)貯 金	314,213	304,134
(2)有価証券	11,388	10,383	(2)借 入 金	869	962
(3)貸 出 金	63,807	63,051	(3)その他の信用事業負債	911	567
(4)その他の信用事業資産	1,466	1,412	(4)債務保証	-	-
(5)債務保証見返	-	-	2. 共済事業負債	1,356	1,374
(6)貸倒引当金	△63	△74	(1)共済資金	714	713
2. 共済事業資産	1	1	(2)その他の共済事業負債	641	660
(1)その他の共済事業資産	1	1	3. 経済事業負債	649	855
3. 経済事業資産	7,116	6,305	(1)支払手形及び経済事業未払金	525	596
(1)受取手形及び経済事業未収金	1,533	1,590	(2)その他の経済事業負債	124	258
(2)棚卸資産	376	372	4. 設備借入金	61	94
(3)その他の経済事業資産	5,217	4,354	5. 雑負債	722	807
(4)貸倒引当金	△10	△12	(1)未払法人税等	29	56
4. 雑資産	2,338	2,386	(2)その他の負債	692	750
5. 固定資産	11,950	12,468	6. 諸引当金	2,445	2,710
(1)有形固定資産	11,916	12,426	(1)賞与引当金	185	178
建物	18,502	18,597	(2)退職給付に係る負債	2,219	2,482
機械装置	5,434	5,447	(3)役員退職慰労引当金	28	37
土地	5,861	5,872	(4)ポイント引当金	11	11
建設仮勘定	2	0	7. 繰延税金負債	-	-
その他の有形固定資産	4,325	4,321	負 債 の 部 合 計	321,228	311,506
減価償却累計額	△22,210	△21,814	1. 組合員資本	18,855	18,620
(2)無形固定資産	34	42	(1)出資金	7,611	7,702
のれん	-	-	(2)資本剰余金	-	-
その他の無形固定資産	34	42	(3)利益剰余金	11,310	10,972
6. 外部出資	12,668	12,676	(4)処分未済持分	△65	△54
(1)外部出資	12,668	12,676	(5)子会社の所有する親組合出資金	△0	△0
7. 繰延税金資産	728	715	2. 評価・換算差額等	△133	196
			(1)その他有価証券評価差額金	△133	196
			3. 非支配株主持分	-	-
			純 資 産 の 部 合 計	18,722	18,816
資 産 の 部 合 計	339,951	330,323	負債及び純資産の部合計	339,951	330,323

(6) 連結損益計算書

(単位: 百万円)

科 目	令和2年度 (自 令和2年3月1日 至 令和3年2月28日)	令和元年度 (自 平成31年3月1日 至 令和2年2月29日)	科 目	令和2年度 (自 令和2年3月1日 至 令和3年2月28日)	令和元年度 (自 平成31年3月1日 至 令和2年2月29日)
1. 事業総利益	6,808	7,076	(9) その他事業収益	3,476	4,131
(1) 信用事業収益	2,514	2,559	(10) その他事業費用	2,321	2,927
資金運用収益	2,316	2,369	その他事業総利益	1,555	1,203
(うち預金利息)	1,352	1,340	2. 事業管理費	6,439	6,924
(うち有価証券利息)	50	82	(1) 人件費	4,798	5,187
(うち貸出金利息)	679	715	(2) その他事業管理費	1,641	1,736
(うちその他受入利息)	233	230	事業利益	369	152
役務取引等収益	111	117	3. 事業外収益	270	263
その他事業直接収益	19	18	(1) 受取雑利息	13	16
その他経常収益	67	52	(2) 受取出資配当金	170	163
(2) 信用事業費用	512	303	(3) 持分法による投資益	-	-
資金調達費用	84	119	(4) その他の事業外収益	85	83
(うち貯金利息)	73	105	4. 事業外費用	33	19
(うち給付補填備金繰入)	3	3	(1) 支払雑利息	-	-
(うち譲渡性貯金利息)	-	-	(2) 持分法による投資損	-	-
(うち借入金利息)	4	4	(3) その他事業外費用	33	19
(うちその他支払利息)	2	4	経常利益	605	396
役務取引等費用	26	29	5. 特別利益	21	44
その他事業直接費用	70	-	(1) 固定資産処分益	2	17
その他経常費用	331	155	(2) 一般補助金	19	27
(うち貸倒引当金戻入益)	△11	△155	6. 特別損失	97	71
(うち貸出金償却)	-	-	(1) 固定資産処分損	16	27
信用事業総利益	2,002	2,255	(2) 減損損失	46	9
(3) 共済事業収益	1,681	1,818	(3) その他の特別損失	34	35
共済付加収入	1,580	1,702	税金等調整前当期利益	529	369
その他の収益	100	115	法人税・住民税及び事業税	70	109
(4) 共済事業費用	90	93	法人税等調整額	63	△28
共済推進費及び共済保全費	42	42	法人税等合計	133	80
その他の費用	47	50	当期利益	395	288
共済事業総利益	1,591	1,724	非支配株主に帰属する当期利益	-	-
(5) 購買事業収益	8,189	8,703	当期剰余金	395	288
購買品供給高	7,744	8,216			
購買手数料	-	-			
その他の収益	444	486			
(6) 購買事業費用	6,542	7,204			
購買品供給原価	6,130	6,746			
購買品供給費	232	260			
その他の費用	179	197			
購買事業総利益	1,646	1,498			
(7) 販売事業収益	937	933			
販売品販売高	328	362			
販売手数料	460	432			
その他の収益	147	138			
(8) 販売事業費用	523	538			
販売品販売原価	215	222			
販売費	224	230			
その他の費用	83	86			
販売事業総利益	413	394			

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位: 百万円)

科 目	令和2年度 (自 令和2年3月1日 至 令和3年2月28日)	令和元年度 (自 平成31年3月1日 至 令和2年2月29日)	科 目	令和2年度 (自 令和2年3月1日 至 令和3年2月28日)	令和元年度 (自 平成31年3月1日 至 令和2年2月29日)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー			2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	529	369	有価証券の取得による支出	△3,882	△4,860
減価償却費	738	806	有価証券の売却等による収入	2,401	4,172
減損損失	46	9	金銭の信託の増加による支出	-	-
のれん償却額	-	-	金銭の信託の減少による収入	-	-
貸倒引当金の増加額 (△は減少)	△14	△165	固定資産の取得による支出	△326	△552
賞与引当金の増加額 (△は減少)	7	9	固定資産の売却による収入	25	236
退職給付に係る負債の増加額 (△は減少)	△263	109	補助金の受入による収入	19	26
その他引当金等の増加額 (△は減少)	△9	0	外部出資による支出	△0	△0
信用事業資金運用収益	△2,328	△2,380	外部出資の売却等による収入	8	0
信用事業資金調達費用	84	119	連結範囲の変更を伴う子会社及び	-	-
共済貸付金利息	-	△0	子法人等の株式の取得による支出	-	-
共済借入金利息	-	0	連結範囲の変更を伴う子会社及び	-	-
受取雑利息及び受取出資配当金	△184	△180	子法人等の株式の売却による収入	-	-
支払雑利息	-	-	投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,754	△977
有価証券関係損益 (△は益)	71	△7	3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産売却損益 (△は益)	14	9	設備借入れによる収入	-	-
外部出資関係損益 (△は益)	-	-	設備借入金の返済による支出	△33	△33
持分法による投資損益 (△は益)	-	-	出資の増額による収入	243	240
<信用事業活動による資産及び負債の増減>			出資の払戻しによる支出	△335	△335
貸出金の純増 (△) 減	△755	△1,528	持分の取得による支出	△65	△54
預金の純増減 (△) 減	△6,559	3,865	持分の譲渡による収入	54	55
貯金の純増減 (△)	10,078	1,879	出資配当金の支払額	△58	△49
信用事業借入金の純増減 (△)	△92	△128	非支配株主への配当金支払額	-	-
その他信用事業資産の増 (△) 減	△17	△10	連結範囲の変更を伴わない子会社及び	-	-
その他信用事業負債の増減 (△)	407	△532	子法人等の株式の取得による支出	-	-
<共済事業活動による資産及び負債の増減>			連結範囲の変更を伴わない子会社及び	-	-
共済貸付金の純増 (△) 減	-	47	子法人等の株式の売却による収入	-	-
共済借入金の純増減 (△)	-	△42	財務活動によるキャッシュ・フロー	△194	△176
共済資金の純増減 (△)	1	△54	4. 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
未経過共済付加収入の純増減 (△)	△15	△30	5. 現金及び現金同等物の増加額 (又は減少額)	992	2,168
その他共済事業資産の増 (△) 減	△0	1	6. 現金及び現金同等物の期首残高	5,118	2,949
その他共済事業負債の増減 (△)	△3	△3	7. 現金及び現金同等物の期末残高	6,110	5,118
<経済事業活動による資産及び負債の増減>					
受取手形及び経済事業未収金の純増 (△) 減	57	△364			
経済受託債権の純増 (△) 減	△810	△1,188			
棚卸資産の純増 (△) 減	△3	119			
支払手形及び経済事業未払金の純増減 (△)	△71	5			
経済受託債務の純増減 (△)	△136	104			
その他経済事業資産の増 (△) 減	△52	△19			
その他経済事業負債の増減 (△)	2	△70			
<その他の資産及び負債の増減>					
その他資産の増 (△) 減	49	△326			
その他負債の増減 (△)	△58	547			
未払消費税の増減 (△)	-	-			
信用事業資金運用による収入	2,291	2,407			
信用事業資金調達による支出	△148	△140			
共済貸付金利息による収入	-	0			
共済借入金利息による支出	-	△1			
事業分量配当金の支払額	-	-			
小 計	2,854	3,235			
雑利息及び出資配当金の受取額	184	180			
雑利息の支払額	-	-			
法人税等の支払額	△97	△94			
事業活動によるキャッシュ・フロー	2,941	3,322			

(8) 連結注記表

【令和2年度】	
1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記	
(1) 連結の範囲に関する事項	
① 連結子会社	1 社
株式会社 上越コープサービス	
② 非連結子会社・子法人等	1 社
株式会社 アグリパートナー	
非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に、JAからの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。また、非連結子会社は損益及び利益剰余金その他の項目からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。	
(2) 持分法の適用に関する事項	
① 持分法適用の関連法人等	0 社
② 持分法非適用の関連法人等	1 社
妙高ふるさと振興株式会社	
持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。	
(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項	
連結子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。	
(4) のれんの償却方法及び償却期間	
該当事項はありません。	
(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項	
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。	
(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲	
現金及び現金同等物の資金の範囲	
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。	
2 重要な会計方針に係る事項に関する注記	
(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法	
① 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法	
② その他有価証券	
1) 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法	
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)	
2) 時価のないもの：移動平均法による原価法	
(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法	
購買品（数量管理品）	総平均法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)	
購買品（売価管理品）	売価還元法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)	
購買品（個別管理品）	個別法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)	
販売品（売価管理品）	売価還元法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)	
加工品（製品、主要原材料）	総平均法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)	
葬祭品	総平均法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)	
宅地等（販売用不動産）	個別法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)	
その他の棚卸資産（製品、仕掛品、主要原材料、福祉用具在庫品）	総平均法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)	
その他の棚卸資産（上記以外）	最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)	
(株) 上越コープサービスの棚卸資産	最終仕入原価法による原価法
(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)	
(3) 固定資産の減価償却の方法	
① 有形固定資産	
定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。	
なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、法人税法の規定に基づき、3年間で均等償却を行っています。	
補助事業に係る農業関連施設	
上記に関わらず、補助事業に係る農業関連施設については、定額法で行っています。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっています。	
② 無形固定資産	
定額法を採用しています。	
なお、自社利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。	
(4) 引当金の計上基準	
① 貸倒引当金	
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。	
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（「実質破綻先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。	
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支	

払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。このうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号（令和2年3月17日））に規定する正常先債権及び重要先債権に相当する債権については、貸出金等の平均残存期間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、平均残存期間の貸出実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における最大値に基づき損失率を求め算出しております。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています。

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(2) 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、当事業年度に費用処理しています。また、過去勤務費用については発生はありません。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

JA事業の利用拡大および組合員加入の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者に対する付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は、その他資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

3 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は10,057百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	4,556百万円	構築物	630百万円
車両・運搬具	49百万円	機械装置	4,418百万円
土地	92百万円	器具・備品	309百万円

(2) 担保に供している資産

定期預金 8,000百万円を為替決済の担保に、定期預金 2百万円を地方公営企業法施行令第22条の3第2項に基づく担保に供しています。また、建物 177百万円及び土地 76百万円を設備借入金 61百万円の担保に供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額 75百万円
理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務はありません。

(4) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額ははありません。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

貸出金のうち、延滞債権額は 354百万円です。

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額ははありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 23百万円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、378百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4 連結損益計算書に係る注記

(1) 子会社等との取引による総額

① 子会社等との取引による収益総額	30百万円
うち事業取引高	13百万円
うち事業取引以外の取引高	17百万円
② 子会社等との取引による費用総額	130百万円
うち事業取引高	0百万円
うち事業取引以外の取引高	129百万円

(2) 減損損失に関する注記

① グループごとの方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグループングを実施した結果、支店（出張所は管轄支店に含む。）については日常の業務や地域的関連を考慮した支店グループごとに、生活関連施設（食品、カーセンター、中央燃料センター、東燃料センター、南燃料センター、ライフサービス、せしモニーサービス）については関連施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグループングの最小単位としています。

本店、生活関連施設の生活店舗、高齢者福祉施設及び農業関連施設の各グループに

については、当該施設のキャッシュ・フローのみによる回収を考えておらず、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

②減損損失を認識した資産または資産グループについての、その用途、種類、場所などの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
農機センター高田工場	遊 休	建物、土地
上越もち加工工場	遊 休	建物、土地
旧板倉給油所	遊 休	建物
柿崎雪中貯蔵庫	貸 貸	建物
旧杉野沢支店	貸 貸	建物、構築物

③ 減損損失の認識に至った経緯

農機センター高田工場、上越もち加工工場及び旧板倉給油所は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

また、柿崎雪中貯蔵庫及び旧杉野沢支店は、賃貸資産として活用されていますが、使用価値が帳簿価額に達していないため帳簿価額を回収可能額まで減額し、当期減少分額を減損損失として認識しました。

④ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

農機センター高田工場：	9,611,656 円 (建物 8,987,459 円、土地 624,197 円)
上越もち加工工場：	23,766,850 円 (建物 23,460,817 円、土地 306,033 円)
旧板倉給油所：	3,890,000 円 (建物 3,890,000 円)
柿崎雪中貯蔵庫：	7,633,966 円 (建物 7,633,966 円)
旧杉野沢支店：	1,637,863 円 (建物 1,584,007 円、構築物 53,856 円)
合計：	46,540,335 円 (建物 45,556,249 円、構築物 53,856 円、土地 930,230 円)

⑤ 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

農機センター高田工場、上越もち加工工場及び旧板倉給油所の回収可能額は正味売却価額を採用しており、その時価は、固定資産税評価額（土地）に基づき算定しています。

柿崎雪中貯蔵庫及び旧杉野沢支店の回収可能については使用価値を採用しており、割引率については適用していません。

5 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。また、設備投資および制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後 1 年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が 0.05% 上昇したものと想定した場合には、経済価値が 71 百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
預金	227,041	227,058	17
有価証券			
その他有価証券	11,388	11,388	-
貸出金(注 1)	63,825		
貸倒引当金(注 2)	△63		
貸倒引当金控除後	63,762	65,957	2,195
経済受託債権	4,888	4,888	-
資産計	307,080	309,292	2,212
貯金	314,213	314,253	40
負債計	314,213	314,253	40

(注 1) 貸出金には、連結貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 18 百万円を含めています。

(注 2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円 L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっており、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 L i b o r ・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートである円 L i b o r ・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済受託債権

経済受託債権については 1 年以内に精算されると見込まれることから、連結貸借対照表計上額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円 L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

連結貸借対照表計上額

外部出資(注 1)

12,668 百万円

(注 1) 外部出資のうち、市場価値のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	227,041	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	108	-	100	923	400	9,827
貸出金(注 1, 2, 3)	5,567	3,873	3,579	3,279	2,991	44,358
経済受託債権	4,888	-	-	-	-	-
合 計	237,606	3,873	3,679	4,203	3,391	54,185

(注 1) 貸出金のうち、当座貸越（融資型除く）610 百万円については、「1 年以内」に含めています。

(注 2) 貸出金のうち、3 カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 41 百万円及び残高管理案件 48 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注 3) 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 66 百万円は償還日が特定できないため、含めていません

(5) 有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(注 1)	269,389	19,694	20,852	2,011	1,230	1,034
合 計	269,389	19,694	20,852	2,011	1,230	1,034

(注 1) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項

① 其他有価証券の時価のあるもの

其他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです

(単位：百万円)

種類	連結貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	株式	-	-
	受益証券	856	812
	債券		
	国債	663	627
	地方債	553	544
	政府保証債	101	99
	金融債	-	-
	社債	2,833	2,812
連結貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	小計	5,009	4,896
	株式	-	-
	受益証券	1,417	1,516
	債券	-	-
	国債	3,472	3,603
	地方債	194	200
	政府保証債	-	-
	金融債	-	-
合計	小計	6,378	6,625
	合計	11,388	11,521

なお、上記差額△133百万円を、連結貸借対照表上の「其他有価証券評価差額金」に計上しています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券

該当する事項はありません。

(3) 当年度中に売却した其他有価証券

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	-	-	-
受益証券	226	31	39
債券			
国債	1,024	19	-
地方債	-	-	-
政府保証債	-	-	-
金融債	-	-	-
社債	-	-	-
合計	1,251	51	39

(4) 当年度中において、保有目的が変更になった有価証券

該当する事項はありません。

7 退職給付に関する注記

1. えちご上越農業協同組合

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、職員退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,689 百万円
勤務費用	273 百万円
利息費用	2 百万円
数理計算上の差異の発生額	△162 百万円
退職給付の支払額	△511 百万円
期末における退職給付債務	5,291 百万円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,227 百万円
期待運用収益	23 百万円
数理計算上の差異の発生額	△0 百万円
特定退職金共済制度への拠出金	185 百万円
退職給付の支払額	△341 百万円
期末における年金資産	3,093 百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5,291 百万円
特定退職金共済制度	△3,093 百万円
未積立退職給付債務	2,197 百万円
貸借対照表計上額純額	2,197 百万円
退職給付引当金	2,197 百万円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	273 百万円
利息費用	2 百万円
期待運用収益	△23 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△161 百万円
小計	90 百万円
臨時に支払った退職金	1 百万円
合計	91 百万円

(6) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	63%
年金保険投資	25%
現金及び預金	6%
その他	6%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率 0.00～0.84% 長期期待運用収益率 0.72%

(9) 特例業務負担金の将来見込額

人件費（うち法定福利費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 65 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和 2 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、838 百万円となっています。

2. 株式会社上越コープサービス

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	20 百万円
退職給付費用	6 百万円
退職給付の支払額	△0 百万円
特定退職金共済制度への拠出金	△4 百万円
期末における退職給付引当金	21 百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	81 百万円
特定退職金共済制度	△60 百万円
未積立退職給付債務	21 百万円
退職給付引当金	21 百万円

(4) 簡便法で計算した退職給付費用

21 百万円

(5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項

会計基準変更時差異の処理年数 該当なし

8 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	えちご上越 農業協同組合	備上越コープ サービス
退職給付引当金	607 百万円	7 百万円
貸倒引当金超過額	- 百万円	0 百万円
賞与引当金	50 百万円	1 百万円
固定資産減損損失否認額	46 百万円	- 百万円
未払費用否認額	38 百万円	0 百万円
役員退職慰労引当金	7 百万円	0 百万円
その他	15 百万円	0 百万円
繰延税金資産小計	765 百万円	9 百万円
評価性引当額	△47 百万円	- 百万円
繰延税金資産合計（A）	718 百万円	9 百万円
繰延税金負債		
其他有価証券評価差額金	- 百万円	- 百万円
その他	- 百万円	- 百万円
繰延税金負債合計（B）	- 百万円	- 百万円
繰延税金資産の純額（A）+（B）	718 百万円	9 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	えちご上越 農業協同組合	備上越コープ サービス
（調整）	27.66%	34.10%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.95%	0.80%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.43%	-
住民税均等割等	1.33%	0.62%
税額控除	△1.07%	△4.48%
評価性引当額の増減	0.86%	-
その他	△0.17%	△1.12%
税効果会計適用後の法人税の負担率	24.12%	29.91%

9 連結キャッシュ・フロー計算書に係る注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	228,548 百万円
別段預金、定期預金及び譲渡性預金	△222,438 百万円
現金及び現金同等物	6,110 百万円

【令和元年度】

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社 1 社

株式会社 上越コープサービス

② 非連結子会社・子法人等 1 社

株式会社 アグリパートナー

非連結子会社は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額及び負債の額のうち持分に見合う額に、JAからの当該会社への出資金を加えた額からみて連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いています。また、非連結子会社は損益及び利益剰余金その他の項目からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連法人等 0 社

② 持分法非適用の関連法人等 1 社

妙高ふるさと振興株式会社

持分法非適用の関連法人等は、当年度純損益（持分に見合う額）及び剰余金（持分に見合う額）からみて持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いています。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度末は、連結決算日と一致しています。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

該当事項はありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

2 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法

② その他有価証券

1) 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2) 時価のないもの：移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

購買品（数量管理品）

総平均法による原価法

購買品（売価管理品）

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

購買品（個別管理品）

売価還元法による原価法

販売品（売価管理品）

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

加工品（製品、主要原材料）

個別法による原価法

葬祭品

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

宅地等（販売用不動産）

総平均法による原価法

その他の棚卸資産（製品、仕掛品、主要原材料、福祉用具在庫品）

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

その他の棚卸資産（上記以外）

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

（株）上越コープサービスの棚卸資産

最終仕入原価法による原価法

（株）上越コープサービスの棚卸資産

（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。このうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。

上記以外の債権については、貸倒実績率等で算定した金額を計上しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度に発生していると認められる額を計上しています

(1) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

(2) 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、当事業年度に費用処理しています。また、過去勤務費用については発生はありません。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ ポイント引当金

JA事業の利用拡大および組合員加入の促進を目的とする総合ポイント制度に基づき、組合員・利用者へ付与したポイントの使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しています。

(5) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。

3 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

国庫補助金等を受けて、有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は10,045百万円であり、その内訳は、次のとおりです。

建物	4,556 百万円	構築物	630 百万円
車両・運搬具	49 百万円	機械装置	4,407 百万円
土地	92 百万円	器具・備品	309 百万円

(2) 担保に供している資産

定期預金 8,000 百万円を為替決済の担保に、定期預金 2 百万円を地方公営企業法施行令第 22 条の 3 第 2 項に基づく担保に供しています。また、建物 185 百万円及び土地 76 百万円を設備借入金 94 百万円の担保に供しています。

(3) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額 111 百万円

理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務はありません。

(4) 貸出金のうちリスク管理債権の合計額及びその内訳

貸出金のうち、破綻先債権額はあります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

貸出金のうち、延滞債権額は 416 百万円です。

なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

貸出金のうち、3 か月以上延滞債権額はあります。

なお、3 か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 27 百万円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 か月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は、443 百万円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

4 連結損益計算書に係る注記

(1) 子会社等との取引による総額

① 子会社等との取引による収益総額	51 百万円
うち事業取引高	28 百万円
うち事業取引以外の取引高	22 百万円
② 子会社等との取引による費用総額	196 百万円
うち事業取引高	0 百万円
うち事業取引以外の取引高	196 百万円

(2) 減損損失に関する注記

① グループ間の方法と共用資産の概要

当組合では、投資の意思決定を行う単位としてグループを実施した結果、支店（出張所は管轄支店に含む。）については日常の業務や地域的関連を考慮した支店グループごとに、生活関連施設（食品、カーセンター、中央燃料センター、東燃料センター、南燃料センター、ライフサービス、せしめニューサービス）については関連施設ごとに、また、業務外固定資産（遊休資産と賃貸固定資産）については、各固定資産をグループ間の最小単位としています。

本店、生活関連施設の生活店舗、高齢者福祉施設及び農業関連施設の各グループについては、当該施設のキャッシュ・フローのみによる回収を考えておらず、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与していることから、共用資産と認識しています。

② 減損損失を認識した資産または資産グループについての、その用途、種類、場所などの概要

当期に減損損失を計上した固定資産は以下のとおりです。

場 所	用 途	種 類
旧なおえつ保倉支店	遊 休	建物、構築物
大島旭ライスセンター	遊 休	建物、機械装置、土地
大島旭倉庫	遊 休	建物、土地

③ 減損損失の認識に至った経緯
旧なおえつ保倉支店、大島旭ライスセンター及び大島旭倉庫は遊休資産とされ早期処分対象であることから、処分可能価額で評価しその差額を減損損失として認識しました。

④ 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳

旧なおえつ保倉支店	4,244 千円	(建物 4,023 千円、構築物 221 千円)
大島旭ライスセンター	3,780 千円	(建物 1,375 千円、機械装置 1,382 千円、土地 1,022 千円)
大島旭倉庫	1,235 千円	(建物 345 千円、土地 889 千円)
合計	9,260 千円	(建物 5,744 千円、構築物 221 千円、機械装置 1,382 千円、土地 1,912 千円)

⑤ 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能額が使用価値の場合にはその旨及び割引率
旧なおえつ保倉支店、大島旭ライスセンター及び大島旭倉庫の回収可能額は正味売却価額を採用しており、その時価は、路線価及び固定資産税評価額(土地)に基づき算定しています。

5 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針
当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を新潟県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券、投資信託等の有価証券による運用を行っています。また、設備投資および制度資金等の転貸として、日本政策金融公庫等より借入を行っています。

(2)金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。有価証券は、主に債券、投資信託であり、純投資目的(その他有価証券)で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理
当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総合リスク管理部審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理
当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会が決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)
当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金及び借入金です。当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.155%上昇したものと想定した場合には、経済価値が375百万円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

なお、経済価値変動額の計算において、分割実行案件にかかる未実行金額についても含めて計算しています。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めず(3)に記載しています。

(単位：百万円)			
	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	219,302	219,396	94
有価証券			
その他有価証券	10,383	10,383	-
貸出金(注1)	63,084		
貸倒引当金(注2)	△74		
貸倒引当金控除後	63,051	65,864	2,854
経済受託債権	4,078	4,078	-
資産計	292,737	295,644	2,948
貯金	304,319	304,428	108
負債計	304,319	304,428	108

(注1)貸出金には、貸借対照表上雑資産に計上している職員厚生貸付金 33 百万円を含めています。

(注2)貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(2)金融商品の時価の算定方法

【資産】

① 貯金
満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券
債券は取引金融機関等から提示された価格によっており、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

③ 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元金金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元金金の合計額をリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

① 貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである円Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額	
外部出資(注1)	12,695 百万円

(注1)外部出資のうち、市場価値のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、時価開示の対象とはしていません。

(4)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預金	211,002	8,300	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	600	597	182	100	740	7,679
貸出金(注1、2、3)	5,939	4,136	3,583	3,287	3,014	42,939
経済受託債権	4,078	-	-	-	-	-
合 計	221,619	13,034	3,766	3,387	3,755	50,618

(注1)貸出金のうち、当座貸越(融資型除く) 704 百万円については、「1 年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5 年超」に含めています。

(注2)貸出金のうち、3 カ月以上延滞が生じている債権・期限の利益を喪失した債権等 88 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

(注3)貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定金額の一部実行案件 61 百万円は償還日が特定できないため、含めていません。

(5)有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(注1)	250,811	28,546	19,347	2,512	1,787	1,128
合 計	250,811	28,546	19,347	2,512	1,787	1,128

(注1)貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6 有価証券に関する注記

(1)有価証券の時価および評価差額に関する事項

①その他有価証券で時価のあるもの
その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位: 百万円)				
種類	貸借対照表 計上額	取得原価又 は償却原価	差額	
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えるもの	株式	-	-	-
	受益証券	1,761	1,587	173
	債券			
	国債	3,141	3,039	101
	地方債	578	547	30
	政府保証債	207	199	7
	金融債	-	-	-
	社債	2,841	2,810	30
	小計	8,529	8,186	343
貸借対照表計上額が取得価額又は償却原価を超えないもの	株式	-	-	-
	受益証券	1,252	1,318	△66
	債券			
	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	政府保証債	-	-	-
	金融債	-	-	-
	社債	601	607	△5
	小計	1,853	1,926	△72
合計	10,383	10,112	271	

なお、上記差額から繰延税金負債 74 百万円を差し引いた額 196 百万円が、「その他の有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券
該当する事項はありません。

(3) 当年度中に売却したその他の有価証券 (単位: 百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	-	-	-
受益証券	266	13	-
債券			
国債	2,119	16	-
地方債	-	-	-
政府保証債	106	2	-
金融債	-	-	-
社債	100	0	-
合計	2,592	32	-

(4) 当年度中において、保有目的が変更になった有価証券
該当する事項はありません。

7 退職給付に関する注記

1. えちご上越農業協同組合

(1) 採用している退職給付制度
職員の退職給付に充てるため、職員退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	5,585 百万円
勤務費用	266 百万円
利息費用	6 百万円
数理計算上の差異の発生額	166 百万円
退職給付の支払額	△335 百万円
期末における退職給付債務	5,689 百万円

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	3,229 百万円
期待運用収益	24 百万円
数理計算上の差異の発生額	△1 百万円
特定退職金共済制度への拠出金	198 百万円
退職給付の支払額	△224 百万円
期末における年金資産	3,227 百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	5,689 百万円
特定退職金共済制度	△3,227 百万円
未積立退職給付債務	2,462 百万円
貸借対照表計上純額	2,462 百万円
退職給付引当金	2,462 百万円

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	266 百万円
利息費用	6 百万円
期待運用収益	△24 百万円
数理計算上の差異の費用処理額	168 百万円
合計	416 百万円

(6) 年金資産の主な内訳
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

債券	66%
年金保険投資	24%
現金及び預金	6%
その他	4%
合計	100%

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。

(8) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項
割引率 0.00~0.38% 長期期待運用収益率 0.77%

(9) 特例業務負担金の将来見込額
人件費(うち法定福利費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条

に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 70 百万円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された平成 31 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、878 百万円となっています。

2. 株式会社上越コープサービス

(1) 採用している退職給付制度

職員の退職給付に充てるため、退職給付と規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	17 百万円
退職給付費用	7 百万円
退職給付の支払額	- 百万円
特定退職金共済制度への拠出金	△4 百万円
期末における退職給付引当金	20 百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	75 百万円
特定退職金共済制度	△55 百万円
未積立退職給付債務	20 百万円
退職給付引当金	20 百万円

(4) 簡便法で計算した退職給付費用

7 百万円

(5) 退職給付債務の計算基礎に関する事項

会計基準変更時差異の処理年数	該当なし
----------------	------

8 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	えちご上越 農業協同組合	株式会社上越 コープサービス
退職給付引当金	681 百万円	6 百万円
貸倒引当金超過額	- 百万円	- 百万円
賞与引当金	48 百万円	1 百万円
固定資産減損損失否認額	39 百万円	- 百万円
未払費用否認額	6 百万円	0 百万円
役員退職慰労引当金	10 百万円	0 百万円
その他	37 百万円	0 百万円
繰延税金資産小計	822 百万円	9 百万円
評価性引当額	△42 百万円	- 百万円
繰延税金資産合計(A)	780 百万円	9 百万円
繰延税金負債		
その他の有価証券評価差額金	△74 百万円	- 百万円
その他	- 百万円	0 百万円
繰延税金負債合計(B)	△74 百万円	0 百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	705 百万円	9 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	えちご上越 農業協同組合	株式会社上越 コープサービス
(調整)	27.66%	34.10%
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.32%	0.87%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△8.08%	-
住民税均等割等	1.92%	0.47%
税額控除	△3.81%	0.00%
評価性引当額の増減	△4.86%	-
その他	△1.1%	△0.49%
税効果会計適用後の法人税の負担率	17.05%	34.95%

(追加情報)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第 28 号 平成 30 年 2 月 16 日)等を当年度から適用しています。

9 連結キャッシュ・フロー計算書に係る注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

現金及び預金勘定	220,997 百万円
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	△215,879 百万円
現金及び現金同等物	5,118 百万円

(9) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和元年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	-	-
2 資本剰余金増加高	-	-
3 資本剰余金減少高	-	-
4 資本剰余金期末残高	-	-
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	10,972	10,732
2 利益剰余金増加高	395	288
当期剰余金	395	288
3 利益剰余金減少高	58	49
配当金	58	49
4 利益剰余金期末残高	11,310	10,972

(10) 連結ベースのリスク管理債権残高

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
破綻先債権額	-	-	-
延滞債権額	354	416	△62
3ヵ月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	23	27	4
合 計	378	443	△65

(注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金をいいます。

2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金をいいます。

3. 3ヵ月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。

4. 貸出条件緩和債権

債務者の再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(11) 連結ベースの事業別経常収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和2年度	令和元年度
信 用 業	事業収益	2,514	2,559
	経常利益	232	318
	資産の額	305,147	295,770
共 済 業	事業収益	1,681	1,818
	経常利益	722	807
	資産の額	1	1
農 業 関 連 業	事業収益	6,269	6,285
	経常利益	△117	△316
	資産の額	—	—
生活その他 業	事業収益	6,282	7,400
	経常利益	202	227
	資産の額	—	—

区 分	項 目	令和2年度	令和元年度
営 農 指 導 事 業	事業収入	53	82
	経常利益	△434	△640
	資産の額	—	—
合 計	事業収益	16,799	18,144
	経常利益	605	396
	資産の額	339,951	330,323

(注) 上記の資産の額(合計)は連結貸借対照表上の総資産額です。信用事業、共済事業のみ資産の額を記載しています。

2 連結自己資本の充実の状況

連結自己資本比率の状況

令和3年2月末における連結自己資本比率は、14.39%となりました。
当JAの自己資本は、組合員からの普通出資金によっています。

◇ 普通出資による資本調達手段

項 目	内 容
発行主体	えちご上越農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	7,611 百万円(前年度 7,702 百万円)

自己資本比率の算出に際しては、「自己資本比率算出要領」「自己資本比率算出事務手続」に則り算出しており、信用リスク、オペレーショナル・リスクの適正管理、内部留保の積み上げなどにより、自己資本の充実に努めています。

19年度以降、信用リスク、オペレーショナル・リスク、金利リスクなどの各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価し、リスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照し、経営の健全性維持・強化を図っています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和元年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	18,778	18,562
うち、出資金及び資本剰余金の額	7,611	7,702
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	11,310	10,972
うち、外部流出予定額 (△)	77	58
うち、上記以外に該当するものの額	△65	△54
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	39	41
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	39	41

うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
うち、回転出資金の額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	18,818	18,603
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）の額の合計額	24	30
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るもの以外の額	24	30
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	-	-
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	24	30
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ）） (ハ)	18,793	18,572
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	116,547	114,614
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△6,050	△6,050

うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△6,050	△6,050
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	13,980	14,061
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	130,527	128,676
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))	14.39%	14.43%

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成 27 年金融庁・農水省告示第 7 号) に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあつては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあつては基礎的手法を採用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

信用リスク・アセット		令和2年度			令和元年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセ ット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセ ット額 a	所要自己資本額 $b = a \times 4\%$
現金		1,507	-	-	1,694	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け		4,239	-	-	3,050	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け		-	-	-	-	-	-
国際決済銀行向け		-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け		5,216	-	-	5,587	-	-
外国の中央政府等以外の公営機関向け		-	-	-	-	-	-
国際清算銀行向け		-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機関向け		-	-	-	100	-	-
我が国の政府関係機関向け		99	-	-	99	-	-
地方公共団体向け		-	-	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け		234,359	46,871	1,874	226,074	44,836	1,793
法人等向け		5,053	2,817	112	4,450	2,366	94
中小企業等向け及び個人 向け		8,553	5,442	217	8,283	5,101	204
貸付債権等		195	64	2	229	76	3
不動産取得等事業向け		2,183	2,132	85	2,356	2,305	92
三ヶ月以上延滞等		8	11	0	35	51	2
取立未済等		46	9	0	28	5	0
信用保証協会等保証付		37,259	3,664	146	38,272	3,760	150

株式会社世帯経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
共済債償付	-	-	-	-	-	-
出資等	2458	2458	98	2466	2466	98
（うち出資等のエク スポートジャー）	2458	2458	98	2466	2466	98
（うち重要な出資の エクスポートジャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	36313	58792	2351	36186	58758	2350
（うち他の金融機関 等の対象資本等調達 手段のうち対象普通 出資等及びその他外 部TLAC関連調達 手段に該当するもの 以外のものに係るエ クスポートジャー）	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫 又は農業協同組合連 合会の対象普通出資 等に係るエクスポ ータージャー）	14242	35606	1,424	14242	35606	1,424
（うち特定項目のう ち調整項目に算入さ れない部分に係るエ クスポートジャー）	743	1,858	74	807	2,017	80
（うち総株主等の議 決権の百分の十を超 える議決権を保有し ている他の金融機関 等に係るその他外部 TLAC関連調達手 段に関するエクスポ ータージャー）	+	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議 決権の百分の十を超 える議決権を保有し ていない他の金融機 関等に係るその他外 部TLAC関連調達 手段に係る5%基準 額を上回る部分に係 るエクスポータージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエ クスポートジャー）	21,327	21,327	853	21,136	21,134	845
証券化	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適 用分）	-	-	-	-	-	-
（うち非STC適用 分）	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし 計算が適用されるエク スポートジャー	2379	331	13	2906	937	37
（うちリスクスレー 方式）	2379	331	13	2909	937	37
（うちマナード方 式）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式 250%）	-	-	-	-	-	-
（うち蓋然性方式 400%）	-	-	-	-	-	-
（うちフォールバッ ク方式）	-	-	-	-	-	-
経理措置によりリスク・ア セットの額に算入される ものの額	-	-	-	-	-	-

他の金融機関等の対象資本勘定手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	6050	242	-	6050	242
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	-	-	-	-	-	-
CVAリスク相当額÷8%	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)	339899	116547	4661	330170	114614	4584
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額<基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	13980	559	14061	562		
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母)計 a	所要自己資本額 b=a×4%		
	130527	5221	128676	5147		

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関向けおよび第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入とされるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 < オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法) >

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

÷8%

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、JA以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。JAの信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は、単体の開示内容(8~11ページ)をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

当連結グループでは、連結自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

i 格付等の使用

リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用していません。

適格格付機関

- 株式会社格付投資情報センター(R&I)
- 株式会社日本格付研究所(JCR)

- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
- S&Pグローバル・レーティング(S&P)
- フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

※リスク・ウェイトとは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

- ii リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下に定めるとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー (長期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー (短期)	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

- ③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別・業種別・残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高
(単位：百万円)

区 分		令和2年度				令和元年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち債券	三月以上延滞 エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち債券	三月以上延滞 エクスポージャー
法人	農業	681	681	-	-	616	616	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	24	24	-	-	28	28	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	221	21	200	-	221	21	200	-
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	2,614	-	2,614	-	1,811	-	1,811	-
	運輸・通信業	910	-	910	-	912	-	912	-
	金融・保険業	238,693	10,043	301	-	228,097	7,540	-	-
	卸売・小売・飲食・ サービス業	1,186	986	200	-	1,444	1,244	200	-
	日本国政府・ 地方公共団体	9,459	4,475	4,984	-	8,637	5,038	3,598	-
	上記以外	851	851	-	-	1,351	1,351	-	-
	個人	46,823	46,814	-	23	47,833	47,821	-	51
	その他	36,258	-	-	79	36,359	-	-	2
業種別残高計		337,725	63,898	9,211	24	327,310	63,156	7,225	53
残存期間別	1年以下	229,599	1,250	-		214,379	1,555	603	
	1年超3年以下	1,507	1,405	101		10,403	1,766	301	
	3年超5年以下	3,675	2,553	1,122		3,077	2,460	617	
	5年超7年以下	4,176	3,160	1,016		3,549	2,730	818	
	7年超10年以下	7,498	5,081	2,417		8,238	6,116	2,122	
	10年超	54,161	49,608	4,552		50,348	47,585	2,762	
	期限の定めのない もの	37,105	838	-		37,311	941	-	
残存期間別残高計		337,725	63,898	9,211		327,310	63,156	7,225	

- (注) 1. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っており、地域別の区分は省略しています。
 2. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 3. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲で、お客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金

等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

4.「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

5.「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

④ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度					令和元年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	41	39	-	41	39	187	41	-	187	41
個別貸倒引当金	46	32	0	46	32	65	46	3	61	46

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度						令和元年度					
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	貸出金償却
			目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	0	-	-	0	-	0	0	-	0	0	-
	上記以外	3	-	-	2	0	3	3	-	3	3	-
個人	43	32	0	44	31	-	62	43	3	58	43	-
業種別計	46	32	0	46	32	-	65	46	3	61	46	-

(注) 当JAでは国内の限られたエリアで事業活動を行っており、地域別の区分は省略しています。

⑥ 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和2年度			令和元年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト 0%	-	10,036	10,036	-	13,455	13,455
	リスク・ウェイト 2%	-	24,823	24	-	-	-
	リスク・ウェイト 4%	-	-	-	-	-	-
	リスク・ウェイト 10%	-	36,640	36,640	-	37,605	37,605
	リスク・ウェイト 20%	-	234,405	234,405	-	224,547	224,547
	リスク・ウェイト 35%	-	6,848	6,848	-	235	235
	リスク・ウェイト 50%	2,618	-	2,618	1,920	497	2,417
	リスク・ウェイト 75%	-	2,132	2,132	-	6,394	6,394
	リスク・ウェイト 100%	1,508	30,165	31,674	1,405	30,213	31,619
	リスク・ウェイト 150%	16	7	24	-	35	35
	リスク・ウェイト 200%	-	10,209	10,209			
	リスク・ウェイト 250%	-	10,937	10,937	-	11,000	11,000
	その他	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイト 1250%		-	-	-	-	-	-
計		4,143	341,407	345,551	3,326	323,984	327,310

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したもののについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として「適格金融資産担保」「保証」「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

「適格金融資産担保付取引」とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

「保証」については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府など、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

「貸出金と自組合貯金の相殺」については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和2年度		令和元年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	100
我が国の政府関係機関向け	-	99	-	99
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関向けおよび第一種金融 商品取引業者向け	-	-	-	-
法人等向け	35	-	50	-
中小企業等向けおよび個人向け	127	902	171	873
抵当権住宅ローン	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	0
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-
合 計	162	1,002	221	1,074

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

① 派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳

【令和2年度】、【令和元年度】ともに、該当する取引はありません。

② 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

【令和2年度】、【令和元年度】ともに、該当する取引はありません。

③ 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

【令和2年度】、【令和元年度】ともに、該当する取引はありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

(7) オペレーショナル・リスクに関する事項

連結グループにかかるオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理およびその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。

① リスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、事務・システム・人的・リーガル・有形資産などといった個々のリスクからなるものです。

当JAでは、理事長以下、常勤役員及び関係部署長で構成する総合リスク管理委員会において、個々のリスクの管理を行っています。

② オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、基礎的手法を採用しています。

「基礎的手法」とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、事業総利益から国債等債券売却益・償還益、信用事業に係るその他経常収益及び信用事業以外の事業に係るその他収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、信用事業に係るその他経常費用及び信用事業以外の事業に係るその他費用を加算して算出します。

(8) 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

連結グループにかかる出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJAのリスク管理及びその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。

① 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、主に連結貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の

分析のほか、毎月定期的な連絡会議を行うなど適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会などへの参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会などの財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資その他これに類するエクスポージャーの評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更などがあれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資その他これに類するエクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価 (単位：百万円)

	令和2年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	2,478	2,478	2,486	2,486
合 計	2,478	2,478	2,486	2,486

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは連結貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資その他これに類するエクスポージャーの売却及び償却に伴う損益 (単位：百万円)

令和2年度			令和元年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
-	-	0	-	-	0

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等） (単位：百万円)

令和2年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
-	-	-	-

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

評価益・評価損ともに発生していません。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	令和2年度	令和元年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	2,379	2,906
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	-	-

(10) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明
当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明
当JAは、自己資本に対するIRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.22年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
ΔEVEの前事業年度末からの変動要因は、有価証券の金利リスク量増加、及び貯金の金利リスク量減少によるものです。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

◇ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,550	2,497	227	-
2	下方パラレルシフト	-	-	0	-
3	スティープ化	2,794	2,560		
4	フラット化	0	310		
5	短期金利上昇	72	74		
6	短期金利低下	68	221		
7	最大値	2,794	2,560	227	-
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	18,793		18,572	

財務諸表の正確性等にかかる確認

確認書

1. 私は、当JAの令和2年3月1日から令和3年2月28日までの事業年度に係るディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
2. この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年 6月 28日

えちご上越農業協同組合

代表理事理事長 羽深 真一

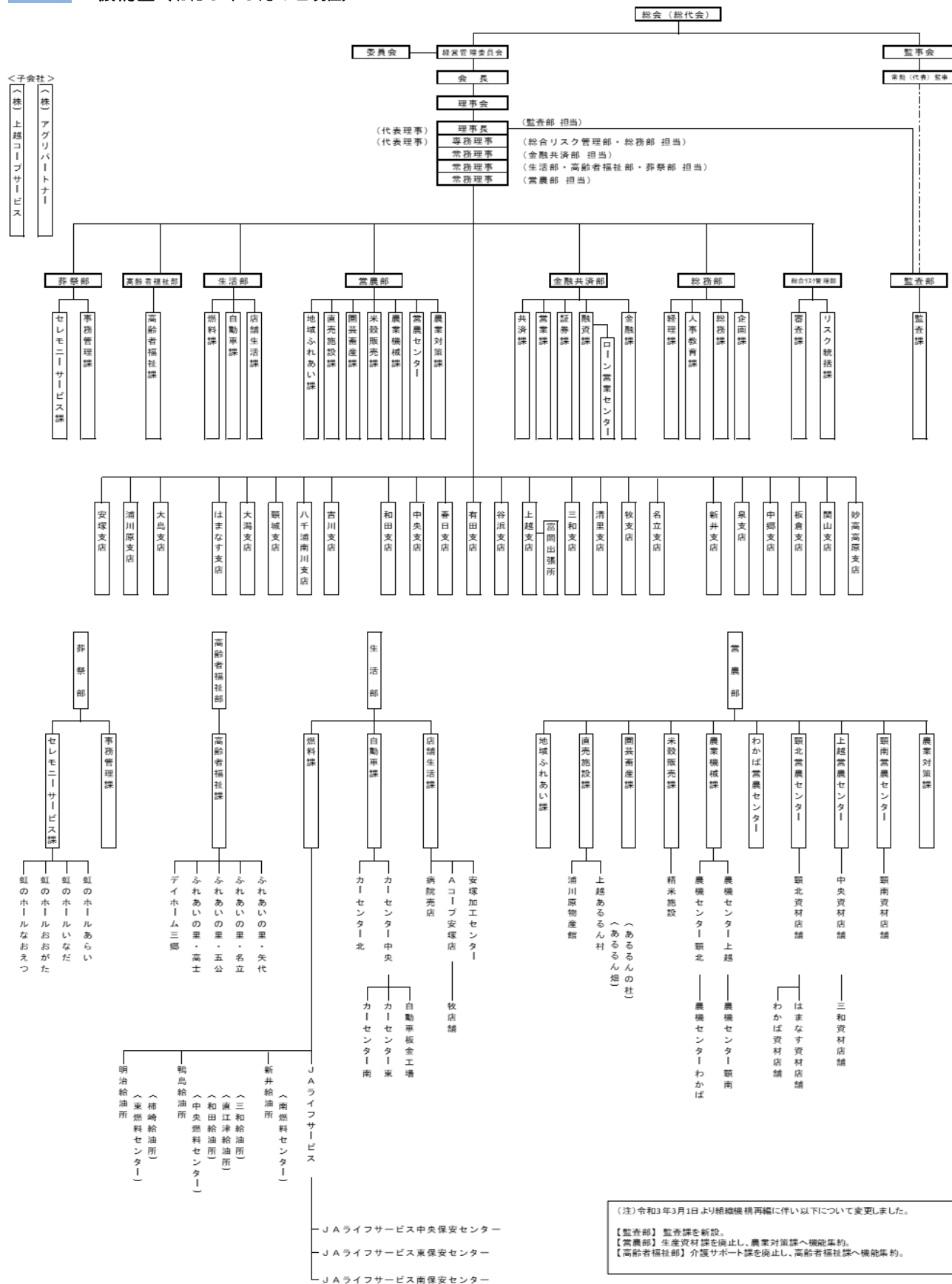
会計監査人の監査

2020年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、下記の会計監査人の監査を受けております。

みのり監査法人（令和3年6月現在） 所在地 東京都港区芝5-29-11 G-BASE田町14階

JAの概要

1 機構図 (令和3年3月1日現在)



2 役員構成

(令和3年2月28日現在)

役 職	氏 名
経営管理委員会 会長	笹原 茂
経営管理委員会 委員	関原 英精
経営管理委員会 委員	峯村 弘
経営管理委員会 委員	長井 幸夫
経営管理委員会 委員	小林 正
経営管理委員会 委員	尾崎 祐三
経営管理委員会 委員	武田 敏一
経営管理委員会 委員	小島 藤吉
経営管理委員会 委員	早津 修一
経営管理委員会 委員	渡邊 清
経営管理委員会 委員	佐藤 文夫
経営管理委員会 委員	関川 貞行
経営管理委員会 委員	野呂 和男
経営管理委員会 委員	橋本 玲子
経営管理委員会 委員	前田 孝信
経営管理委員会 委員	古川 一広
経営管理委員会 委員	加藤 謙太郎

役 職	氏 名
経営管理委員会 委員	飯田 英人
経営管理委員会 委員	渡辺 孝治
経営管理委員会 委員	藤山 作次
経営管理委員会 委員	吉越 春男
経営管理委員会 委員	川村 康夫
経営管理委員会 委員	西山 学
経営管理委員会 委員	外立 正剛
経営管理委員会 委員	横尾 秀夫
代表理事 理事長	羽深 真一
代表理事 専務理事	山岸 雅行
常務理事 理事	高山 孝次
常務理事 理事	永田 敬一郎
常務理事 理事	岩崎 健二
常勤 監事	伊倉 勝
監事	峰村 義和
監事	内山 幸栄

3 組合員数

(単位：人、団体)

資格区分		前期末 (令和2年 2月29日)	当期 加入	当期脱退					当期末 (令和3年 2月28日)	増減
				持分全部 の譲渡	資格 喪失	死亡また は解散	除名	計		
正組合員	個 人 (うち女性)	16,863 (2,744)	374 (144)	239 (48)	48 (16)	313 (53)	- (-)	600 (117)	16,637 (2,771)	△226 (27)
	法人									
	農事組合法人	120	2	-	-	1	-	1	121	1
	その他の法人	63	9	1	-	3	-	4	68	5
小 計		17,046	385	240	48	317	-	605	16,826	△220
准組合員	個 人 (うち女性)	21,625 (6,609)	491 (207)	290 (99)	224 (92)	248 (70)	- (-)	762 (261)	21,354 (6,555)	△271 (△54)
	農業協同組合	1	-	-	-	-	-	-	1	0
	農事組合法人	1	-	-	-	-	-	-	1	0
	その他の団体	1,027	1	6	1	14	-	21	1,007	△20
小 計		22,654	492	296	225	262	-	783	22,363	△291
合 計		39,700	877	536	273	579	-	1,388	39,189	△511

4 組合員組織の状況

(令和3年2月28日現在)

組織名	構成員数
農家組合(894 組織)	18,868 人
青年部	
安塚地区青年部	22 人
浦川原地区青年部	23 人
大島青年部	17 人
大潟地区青年部	16 人
頸城地区青年部	19 人
吉川地区青年部	11 人
高田地区青年部	83 人
直江津地区青年部	44 人
上越地区青年部	12 人
三和地区青年部	12 人
清里地区青年部	20 人
牧地区青年部	22 人
名立青壮年部	15 人
新井地区青年部	28 人
板倉地区青年部	49 人
女性部	
JA えちご上越女性部	1,450 人
年金友の会	23,043 人
助けあい組織	
JA えちご上越助けあい組織	196 人
生産組織連絡協議会	
JA えちご上越農業生産組織連絡協議会	2,546 人
園芸	
JA えちご上越花卉部会	14 人
JA えちご上越いちじく部会	12 人
JA えちご上越自然薯部会	41 人
JA えちご上越アスパラ菜部会	37 人
JA えちご上越あるるん畑利用組合	684 人
JA えちご上越浦川原物産館利用組合	297 人
園芸関係部会	366 人
稲作	
頸北地区稲作部会等	315 人
上越地区稲作部会	224 人
採種	
新井水稻採種部会	45 人
清里水稻採種組合	13 人
JA えちご上越大豆採種組合	3 組織
畜産	
酪農部会	11 人
肉用牛部会	12 人

(注) 当JAの組合員組織を記載しています。

5 特定信用事業代理業者の状況

代理業者はありません。

6 地区一覧

新潟県上越市・妙高市(2市)

7 沿革・あゆみ

年 月		できごと
昭和 61 年	1 月	新潟県「広域ＪＡ合併構想」が策定される
平成 9 年	6 月	上越地区連絡協で「上越地区一円広域ＪＡ合併取組方針」を確認
	9 月	「上越地区広域ＪＡ合併研究会」を設立
平成 10 年	4 月	総代会提出中間報告資料として研究資料第 1 号を発行
平成 11 年	1 月	研究資料第 2 号を発行し集落座談会の意見を集約
	5 月	研究資料第 3 号「合併Ｑ＆Ａ」を発行
	7 月	合併協議会設立
	9 月	研究資料第 4 号発行
	11 月	新ＪＡ名「えちご上越」に決定
平成 12 年	1 月	研究資料第 5 号発行。同年 1 月～2 月財務確認調査・監査実施
	3 月	市町村長立ち会いのもとに合併予備調印式を挙行
	5 月	合併（臨時）総会にて 7 支店が合併を議決 上越市藤巻のＪＡ上越会館を新ＪＡの本店とする
平成 13 年	3 月	「ＪＡえちご上越」が発足
平成 16 年	5 月	第 3 回 通常総代会にて「経営管理委員会制度」の導入、 「ＪＡ改革」（26 支店構想等）を議決
	11 月	10 支店・2 出張所を 8 支店（安塚・谷浜・三和・清里・牧・板倉・関山・妙高高原）に統合
平成 17 年	5 月	第 4 回 通常総代会にて経営管理委員 36 名を選任、 経営管理委員会制度の導入開始
	11 月	11 支店・5 出張所・1 店を 5 支店（はまなす・頸城・上越・新井・泉）に統合
平成 18 年	11 月	6 支店・3 出張所を 5 支店（吉川・和田・中央・春日・有田）に統合
平成 19 年	2 月	3 支店・1 店を 2 支店（八千浦南川・名立）に統合
平成 20 年	5 月	第 7 回 通常総代会にて経営管理委員・監事を改選
平成 23 年	5 月	第 10 回 通常総代会にて経営管理委員・監事を改選
平成 24 年	3 月	「ＪＡえちご上越 総合ポイント制度」の導入
平成 26 年	1 月	ＪＡえちご上越マスコットキャラクター「えこもりん」の誕生
	5 月	第 13 回 通常総代会にて経営管理委員・監事を改選
平成 28 年	7 月	地産地消複合直売施設『あるるんの杜』の開店
平成 29 年	5 月	第 16 回 通常総代会にて経営管理委員・監事を改選
平成 30 年	4 月	『上越あるるん村』（あるるん畑、あるるんの杜、あるるんの海）の開店
平成 31 年	6 月	『妙高はねうまカントリー』の稼働
令和 2 年	5 月	第 19 回 通常総代会にて経営管理委員・監事を改選

8 店舗等のご案内

(令和3年3月1日現在)

店舗名	住 所	電話番号	A T M台数
本店	上越市藤巻5番30号	025-527-2001	1

【上越地域】

店舗名	住 所	電話番号	A T M台数
和田支店	上越市大和2丁目4番30号	025-524-2701	1
中央支店	上越市大字上中田990番地	025-524-3930	1
春日支店	上越市春日山町3丁目3番17号	025-523-2885	1
有田支店	上越市春日新田5丁目3番30号	025-543-2661	2
谷浜支店	上越市大字有間川465番地1	025-546-2331	—
上越支店	上越市大字長面94番地1	025-524-6736	2
富岡出張所	上越市大道福田615番地	025-523-5330	—
三和支店	上越市三和区野820番地	025-532-2311	1
清里支店	上越市清里区荒牧1068番地1	025-528-3131	1
牧支店	上越市牧区柳島803番地	025-533-6121	1
名立支店	上越市名立区名立大町4211番地	025-537-2211	1

【わかば地域】

店舗名	住 所	電話番号	A T M台数
安塚支店	上越市安塚区安塚2544番地	025-592-2019	1
浦川原支店	上越市浦川原区顕聖寺195番地1	025-599-2331	1
大島支店	上越市大島区岡3320番地22	025-594-3346	1

【頸北地域】

店舗名	住 所	電話番号	A T M台数
はまなす支店	上越市柿崎区柿崎3337番地1	025-536-2283	1
大湊支店	上越市大湊区土底浜3035番地の1	025-534-3121	1
頸城支店	上越市頸城区百間町310番地の2	025-530-2321	1
八千浦南川支店	上越市頸城区上吉194番地5	025-531-0717	1
吉川支店	上越市吉川区片田1500番地	025-548-2323	1

【頸南地域】

店舗名	住 所	電話番号	A T M台数
新井支店	妙高市朝日町1丁目7番9号	0255-72-2260	2
泉支店	妙高市大字下濁川1846番地1	0255-75-2322	—
中郷支店	上越市中郷区二本木1372番地1	0255-74-2033	1
板倉支店	上越市板倉区針881番地4	0255-78-2311	1
関山支店	妙高市大字関山1185番地	0255-82-2002	1
妙高高原支店	妙高市大字田口291番地	0255-86-3121	1

【店外ATM】

名 称	住 所	A T M台数
上越ウィングSCATM コーナー	上越市大字富岡539番地2	1
上越総合病院 ATM コーナー	上越市大道福田616番地	1
なおえつ保倉店 ATM コーナー	上越市大字上名柄731番地1	1
旧柿崎支店 ATM コーナー	上越市柿崎区柿崎6332番地1	1
新井SCATM コーナー	妙高市栗原4丁目7番11号	1

＜組合単体開示項目 農業協同組合施行規則第 204 条関係＞

開示項目	開示項目
概況及び組織に関する事項	
○業務の運営の組織	P84
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	P85
○事務所の名称及び所在地	P88
○特定信用事業代理業者に関する事項	P86
主要な業務の内容	
○主要な業務の内容	P17
主要な業務に関する事項	
○直近の事業年度における事業の概況	P 2
○直近の 5 事業年度における主要な業務の状況	P34
・経営収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	P34
・経常利益又は経常損失	P34
・当期剰余金又は当期損失金	P34
・出資金及び出資口数	P34
・純資産額	P34
・総資産額	P34
・貯金等残高	P34
・貸出金残高	P34
・有価証券残高	P34
・単体自己資本比率	P34
・剰余金の配当の金額	P34
・職員数	P34
○直近の 2 事業年度における事業の状況	
◇主要な業務の状況を示す指標	
・事業粗収益及び事業粗利益率	P34
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	P34
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	P35
・受取利息及び支払利息の増減	P35
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	P46
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	P46
◇貯金に関する指標	
・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	P35
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	P36
◇貸出金等に関する指標	
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	P36
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	P36
・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額	P36
	・使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高 P37
	・主要な農業関係の貸出実績 P37
	・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合 P37
	・貯貸率の期末値及び期中平均値 P46
	◇有価証券に関する指標
	・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高 P41
	・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高 P41
	・有価証券の種類別の平均残高 P41
	・貯貸率の期末値及び期中平均値 P46
	業務の運営に関する事項
	○地域密着型金融への取組み P 8
	○リスク管理の体制 P 8
	○法令遵守の体制 P11
	○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容 P15
	組合の直近の 2 事業年度における財産の状況
	○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書 P23～24,31
	○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
	・破綻先債権に該当する貸出金 P38
	・延滞債権に該当する貸出金 P38
	・3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金 P38
	・貸出条件緩和債権に該当する貸出金 P38
	○元本補てん契約のある信託に係る貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3 ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものの額並びにその合計額 P39
	○自己資本の充実の状況 P17
	○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益
	・有価証券 P42
	・金銭の信託 P42
	・デリバティブ取引 P42
	・金融等デリバティブ取引 P42
	・有価証券店頭デリバティブ取引 P42
	○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 P40
	○貸出金償却の額 P40

＜連結（組合及び子会社等）に関する開示項目 農業協同組合施行規則第 205 条関係＞

開示項目	開示項目
組合及びその子会社等の概況	
○組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	P58
○組合の子会社等に関する事項	
・名称	P58
・主たる営業所又は事務所の所在地	P58
・資本金又は出資金	P58
・事業の内容	P58
・設立年月日	P58
・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	P58
・組合の 1 子会社等以外の子会社等が有する当該 1 子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合	P58
組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
○直近の事業年度における事業の概況	P58
○直近の 5 連結会計年度における主要な業務の状況	P59
・経常収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	P59
	・経常利益又は経常損失 P59
	・当期利益又は当期損失 P59
	・純資産額 P59
	・総資産額 P59
	・連結自己資本比率 P59
	直近の 2 連結会計年度における財産の状況につき連結したもの
	○貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書 P60～61,69
	○貸出金のうち次に掲げるものの額及びその合計額
	・破綻先債権に該当する貸出金 P69
	・延滞債権に該当する貸出金 P69
	・3 ヶ月以上延滞債権に該当する貸出金 P69
	・貸出条件緩和債権に該当する貸出金 P69
	○自己資本の充実の状況 P70
	○事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの P69

＜自己資本の充実の状況に関する開示項目＞

単体における事業年度の開示事項

○定性的開示事項

- ・自己資本調達手段の概要 P17
- ・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 P17
- ・信用リスクに関する事項 P9,51
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 P54
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 P55
- ・証券化エクスポージャーに関する事項 P55
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項 P10
- ・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 P55
- ・金利リスクに関する事項 P56

○定量的開示事項

- ・自己資本の構成に関する事項 P47
- ・自己資本の充実度に関する事項 P49
- ・信用リスクに関する事項 P51
- ・信用リスク削減手法に関する事項 P54
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 P55
- ・証券化エクスポージャーに関する事項 P55
- ・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 P55
- ・金利リスクに関して組合が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 P56

連結における事業年度の開示事項

○定性的開示事項

- ・連結の範囲に関する事項 P58
- ・自己資本調達手段の概要 P70
- ・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要 P70
- ・信用リスクに関する事項 P74
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 P77
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 P78
- ・証券化エクスポージャーに関する事項 P78
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項 P78
- ・出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 P78
- ・金利リスクに関する事項 P80

○定量的開示事項

- ・連結に含まれない金融子会社等で規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額 -
- ・自己資本の構成に関する事項 P70
- ・自己資本の充実度に関する事項 P72
- ・信用リスクに関する事項 P74
- ・信用リスク削減手法に関する事項 P77
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 P78
- ・証券化エクスポージャーに関する事項 P78
- ・出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項 P78
- ・金利リスクに関して連結グループが内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額 P80

えちご上越農業協同組合
〒943-0817 新潟県上越市藤巻5番30号
TEL 025-527-2001
<http://www.ja-echigojoetsu.or.jp/>
令和3年6月発行